

(令和4年9月6日提出)

令和4年9月議会定例会議案

新 潟 市

令和4年9月議会定例会議案

目 次

議案第57号	令和4年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第58号	令和4年度新潟市介護保険事業会計補正予算	11
議案第59号	令和4年度新潟市病院事業会計補正予算	14
議案第60号	新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	15
議案第61号	新潟市職員の定年等に関する条例の一部改正について	19
議案第62号	新潟市給与条例の一部改正について	35
議案第63号	新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について	41
議案第64号	新潟市教育職員給与条例等の一部改正について	49
議案第65号	新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	56
議案第66号	新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	57
議案第67号	新潟市立図書館条例の一部改正について	58
議案第68号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について	59
議案第69号	新潟市と燕市の境界変更の申請について	62
議案第70号	町(字)の区域及び名称の変更について	64
議案第71号	下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	66
議案第72号	市道路線の認定及び廃止について	67
議案第73号	訴えの提起について	72
議案第74号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	74
議案第75号	財産の取得について	75
議案第76号	未処分利益剰余金の処分について	76
議案第77号	決算の認定について	77

議案第 57 号

令和 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度新潟市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 152, 830 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 407, 817, 297 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加、変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加、変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		78,093,180	4,016,292	82,109,472
	1 国庫負担金	54,062,003	639,000	54,701,003
	2 国庫補助金	23,713,235	3,377,292	27,090,527
20 県支出金		21,099,813	451,000	21,550,813
	2 県補助金	4,807,667	451,000	5,258,667
23 繰入金		366,673	70,000	436,673
	1 基金繰入金	366,673	70,000	436,673
24 繰越金		691,168	2,472,738	3,163,906
	1 繰越金	691,168	2,472,738	3,163,906
26 市債		34,014,000	1,142,800	35,156,800
	1 市債	34,014,000	1,142,800	35,156,800
歳 入	合 計	399,664,467	8,152,830	407,817,297

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	42,629,072	342,000	42,971,072
	1 総務管理費	36,405,513	342,000	36,747,513
3	民生費	127,529,562	2,078,930	129,608,492
	1 社会福祉費	12,575,219	1,340,000	13,915,219
	2 児童福祉費	46,881,882	150,220	47,032,102
	3 障がい福祉費	23,782,141	135,300	23,917,441
	5 老人福祉費	26,807,455	453,410	27,260,865
4	衛生費	33,410,314	1,273,000	34,683,314
	1 保健衛生費	22,636,548	1,273,000	23,909,548
6	農林水産業費	6,407,544	233,000	6,640,544
	1 農業費	3,170,450	223,000	3,393,450
	3 水産業費	386,874	10,000	396,874
7	商工費	11,999,521	1,721,000	13,720,521
	1 商業費	10,282,310	1,390,000	11,672,310
	2 工業費	1,717,211	331,000	2,048,211
8	土木費	51,110,672	364,600	51,475,272
	2 道路橋りょう費	21,609,151	220,000	21,829,151
	3 港湾空港費	612,613	9,600	622,213
	5 公園緑地費	2,592,038	80,000	2,672,038
	8 住宅費	1,391,742	55,000	1,446,742
9	消防費	10,522,321	72,000	10,594,321
	1 消防費	10,522,321	72,000	10,594,321
10	教育費	57,422,346	2,068,300	59,490,646

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	9,514,946	98,000	9,612,946
	2 小学校費	24,398,596	1,236,200	25,634,796
	3 中学校費	14,736,207	734,100	15,470,307
歳 出	合 計	399,664,467	8,152,830	407,817,297

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域の祭り・イベント等用具整備補助事業	120,000
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援システム更新事業	34,400
4 衛生費	2 清掃費	廃棄物処理施設等管理運営費	35,500
6 農林水産業費	1 農業費	食料供給力向上支援事業	50,000
		肥料コスト低減支援事業	143,000
7 商工費	1 商業費	地域のお店応援商品券発行事業	1,250,000
		地域を支える商店街支援事業	110,000
8 土木費	8 住宅費	住宅用再生可能エネルギー導入促進事業	55,000
10 教育費	2 小学校費	学校改修事業	1,236,200
	3 中学校費	学校改修事業	734,100

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
7 商工費	2 工業費	再生可能エネルギー導入促進事業	175,000	475,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
児童相談所庁舎整備改修事業	令和 5年度	61,000

2 変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新崎駅自由通路整備事業	令和 5年度	60,000	令和 5年度	78,000

第4表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設等災害復旧事業費	5,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還 の 方 法	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還 の 方 法
児童相談所整備事業費	246,600	普通 貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に	252,000	普通 貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に
小学校大規模改造事業 費	68,800	又は 債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法	733,000	又は 債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法
中学校大規模改造事業 費	19,800	発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。	488,000	発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。

議案第 58 号

令和 4 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 382, 067 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87, 504, 633 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		13,725,442	453,410	14,178,852
	1 一般会計繰入金	13,248,659	453,410	13,702,069
8 繰越金		1	928,657	928,658
	1 繰越金	1	928,657	928,658
歳	入	合	計	
		86,122,566	1,382,067	87,504,633

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,608,536	453,410	2,061,946
	1 総務管理費	936,724	453,410	1,390,134
5 諸支出金			928,657	928,657
	1 償還金		928,657	928,657
歳 出	合 計	86,122,566	1,382,067	87,504,633

議案第 59 号

令和 4 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度新潟市病院事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院資本的収入	1,736,417	17,000	1,753,417
第 2 項 負担金交付金	1,023,417	17,000	1,040,417

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院資本的支出	2,857,948	17,000	2,874,948
第 1 項 建設改良費	798,148	17,000	815,148

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第60号

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年9月6日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例

で定める期間は、57日間とする。

第11条第5号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

新潟市職員の定年等に関する条例の一部改正について

新潟市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条―第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条―第 1 1 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 1 2 条・第 1 3 条）

第 5 章 雑則（第 1 4 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 3」を「第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条の 5 第 1 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 2 8 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条を次のように改める。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項

各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)第21条、新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)第19条、新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年新潟市条例第84号)第3条及び新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成19年新潟市条例第82号)第5条の規定により管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として人事委員会規則で定める職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(1) 市民病院に勤務する医師及び歯科医師が占める職

(2) 保健所等に勤務する医師及び歯科医師で、新潟市給与条例別表第2医療職俸給表(1)の適用を受ける職員が占める職

(3) 前2号に掲げる職のほか、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第28条の2第1項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として任命権者が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、

第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を越えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさ

せることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員
の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著
しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員
の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が
生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情
があるため、当該職員
の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された
期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由
が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の
末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員に
あつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項
において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更
に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末
日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の
職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督
職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の
事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項に
おいて同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属
する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管
理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職

勤務上限年齢に達した職員を除く。) の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項及びこの条例に定めるものを除くほか必要な事項は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員にあつては任命権者が別に定め、これらの職員以外の職員にあつては人事委員会の承認を得て任命権者が別に定める。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用に

については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、新潟市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条第1項ただし書に規定する職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、定年は、年齢65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1項ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適

用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の新潟市職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟市条例第5号）（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の新潟市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の

一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員

法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3

条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達し

ている者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条

例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 6 2 号

新潟市給与条例の一部改正について

新潟市給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給与条例の一部を改正する条例

新潟市給与条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の欄に掲げる俸給月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額」に、「その者の属する職務の級に応じた額」を「その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改め、同条第 2 項を削る。

第 1 6 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 2 条第 3 項、第 2 3 条第 3 項各号及び第 2 5 条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 2 条第 1 項ただし書中「第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附則に次の 9 項を加える。

（定年の引上げに伴う経過措置）

3 3 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 3 5 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表

の俸給月額のうち、第4条第4項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第5条並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（俸給の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる俸給月額の定めがある場合は当該俸給月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

34 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 新潟市職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟市条例第5号。以下この項において「定年条例」という。）第6条第2項第2号又は第3号の職を占める職員
- (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員
- (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

35 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この項において同じ。）をされた職員であつて、当該他の職への降任又は転任をされた日（以下この項及び附則第37項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、

当分の間、特定日以後、附則第 3 3 項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

3 6 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第 4 条第 4 項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第 4 条第 4 項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

3 7 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第 3 3 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 3 5 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

3 8 附則第 3 5 項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第 3 3 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、市長の定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

3 9 附則第 3 3 項の規定による措置は、法第 2 7 条第 2 項に規定する降給とみなす。

4 0 附則第 3 3 項の規定による降給をする場合は、法第 4 9 条第 1 項に規定する説明書を交付しないものとする。

4 1 附則第 3 3 項から前項までに定めるもののほか、附則第 3 3 項の規定による俸給月額、附則第 3 5 項の規定による俸給その他附則第 3 3 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸
	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	184,300	211,200	254,800	274,600	289,700	315,200	356,900	390,500	441,600

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸
	給月額	給月額	給月額	給月額
	円	円	円	円
	296,500	339,000	393,500	466,700

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸
	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	185,200	211,300	243,200	256,500	282,100	323,000	365,100	427,100

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸
	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額
	円	円	円	円	円	円	円
	230,700	255,000	262,300	272,400	289,100	326,400	371,100

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸
---------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

用短時間勤	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額
務職員	円	円	円	円	円	円	円	円
	236,800	248,500	252,700	288,000	305,100	319,300	342,900	378,100

別表第6再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸	基準俸
用短時間勤	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額
務職員	円	円	円	円	円	円
	197,700	240,600	254,900	288,400	315,200	356,900

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市給与条例（以下「改正後の条例」という。）附則第33項から第41項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第6条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第4項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第4項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第22条第3項、第23条第3項第2号、第25条及び第32条第1項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第16条第2項の規定を適用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第 6 3 号

新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 新潟市職員退職手当支給条例（昭和 2 8 年新潟市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第 2 項中「含む」の次に「。第 8 条第 2 項において「勤務日数」というを、「1 8 日」の次に「（1 月間の日数（新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第 3 5 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 2 0 日に満たない日数の場合にあつては、1 8 日から 2 0 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 8 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 2 8 条の 2 第 1 項」を「第 2 8 条の 6 第 1 項」に、「第 2 8 条の 3 第 1 項」を「第 2 8 条の 7 第 1 項」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 2 8 条の 2 第 1 項」を「第 2 8 条の 6 第 1 項」に、「第 2 8 条の 3 第 1 項」を「第 2 8 条の 7 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「前項の規定に」を「同項の規定に」に改める。

第 4 条の 1 1 第 2 項中「第 6 0 号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第 5 条第 5 項第 2 号中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

第 8 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられ

た日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その他実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第11条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第2項から第16項までを削る。

附則第17項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信

電話公社」という。)」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第18項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第71号)」を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第87号)」を、「国家公務員等退職手当法」の次に「(昭和28年法律第182号)」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第19項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。))」に改め、同項を附則第4項とし、附則第20項を附則第5項とする。

附則第21項中「条例第44号」を「新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年新潟市条例第44号。以下「条例第44号」という。))」に改め、「第4条の4まで」の次に「及び附則第21項から第29項まで」を加え、「附則第21項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第22項中「第4条の3」の次に「及び附則第24項」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第23項中「第4条の2」の次に「又は附則第22項」を加え、「附則第21項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第24項中「附則第25条」を「附則第13条」に改め、同項を附則第9項とし、附則第25項を附則第10項とし、附則第26項を附則第11項とする。

附則第27項中「新潟市給与条例」を「給与条例」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第28項中「新潟市給与条例」を「給与条例」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第29項中「新潟市給与条例」を「給与条例」に改め、同項を附則第14項とし、

附則第 30 項を附則第 15 項とする。

附則第 31 項中「附則第 29 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 32 項中「附則第 29 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 33 項中「附則第 29 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 34 項中「附則第 28 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 35 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「第 28 まで」を「第 28 条まで」に改め、同項を附則第 20 項とし、同項の次に次の 9 項を加える。

21 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 4 条の 2」とあるのは、「、第 4 条の 2 又は附則第 21 項」とする。

22 当分の間、第 4 条の 2 第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 4 条の 2」とあるのは、「、第 4 条の 2 又は附則第 22 項」とする。

23 前 2 項の規定は、新潟市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和

4年新潟市条例第 号)による改正前の新潟市職員の定年等に関する条例(昭和59年新潟市条例第5号)(以下「令和5年旧職員定年条例」という。)第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

24 給与条例附則第33項の規定による職員の俸給月額の設定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

25 当分の間、第4条第1項第3号並びに第4条の2第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第4条の4及び第4条の9の規定の適用については、「定年」とあるのは「定年(令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。)」とする。

26 当分の間、第4条第1項第3号並びに第4条の2第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者(令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員に限る。)に対する第4条の4及び第4条の9の規定の適用については、第4条の4の表以外の部分中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第4条の2第1項の項、第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号の項並びに第4条の9の表第4条の7の項、第4条の8第1号の項及び第4条の8第2号の項中「100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の3」とする。

27 当分の間、第4条第1項第3号並びに第4条の2第1項(第1号を除く。)に規定する者に対する第4条の4の規定の適用については、同条の表以外の部分中「規則で定める年齢」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年(令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。)から10年を減じた年齢」とする。

28 当分の間、第4条の2第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて、退職の日に

において定められているその者に係る定年（令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日前に退職したときにおける第4条の4及び第4条の9の規定の適用については、第4条の4の表第4条第1項及び第4条の2第1項の項、第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号の項並びに第4条の9の表第4条の7の項、第4条の8第1号の項及び第4条の8第2号の項中「100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「退職の日において定められているその者に係る定年（令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下この項において「改正前定年前年数」という。）に100分の3を乗じて得た割合を改正前定年前年数で除して得た割合」とする。

29 当分の間、第4条の2第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年（令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員の定年に限る。）に達した日以後に退職したときにおける第4条の4及び第4条の9の規定の適用については、第4条の4の表第4条第1項及び第4条の2第1項の項、第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号の項並びに第4条の9の表第4条の7の項、第4条の8第1号の項及び第4条の8第2号の項中「100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第4条の2まで」の次に「又は附則第21項若しくは第22項」を、

「第4条の4まで」の次に「及び附則第21項から第29項まで」を加える。

附則第6項中「第4条の3」の次に「及び附則第24項」を加える。

附則第7項中「第4条の2」の次に「又は附則第22項」を加える。

(新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年新潟市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第21項」を「附則第6項」に改める。

(新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年新潟市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「附則第21項から第23項まで」を「附則第6項から第8項まで」に改める。

(施行期日等)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第2項、第5条第5項第2号、第8条第2項、第4項及び第11項第5号並びに附則第24項及び第35項の改正規定並びに附則第4項の規定は、令和4年10月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第8条第4項及び附則第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項

又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)とする。

- 4 新条例第8条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第 6 4 号

新潟市教育職員給与条例等の一部改正について

新潟市教育職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市教育職員給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市教育職員給与条例の一部改正)

第 1 条 新潟市教育職員給与条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 7 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「法第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の欄に掲げる俸給月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額」に、「その者の属する職務の級に応じた額」を「その者の属する職務の級に応じた額に、教育職員勤務時間条例第 3 条において準用する勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の 1 週間当たりの勤務時間を 3 8 時間 4 5 分で除して得た数を乗じて得た額」に改め、同条第 2 項を削る。

第 2 3 条第 2 項及び第 2 9 条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 1 0 項を加える。

(定年の引上げに伴う経過措置)

2 2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 2 4 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸

給表の俸給月額のうち、第4条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第5条において準用する給与条例第5条及び第6条において準用する給与条例第6条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（俸給の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる俸給月額の定めがある場合は当該俸給月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

23 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 新潟市職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟市条例第5号。以下この項において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

24 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この項において同じ。）をされた職員であつて、当該他の職への降任又は転任をされた日（以下この項及び附則第26項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める

職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

25 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第4条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第4条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、教育委員会の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

28 附則第24項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第24条の規定の適用については、同条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と附則第24項、附則第26項又は附則第27項の規定による俸給の額との合計額」とする。

29 附則第22項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

30 附則第22項の規定による降給をする場合は、法第49条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。

31 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による俸給

月額、附則第 2 4 項の規定による俸給その他附則第 2 2 項から前項までの規定の施行
 に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第 1 のうち教育職俸給表（1）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「
 定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額
		円	円	円	円	円
		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第 1 のうち教育職俸給表（2）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「
 定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額
		円	円	円	円	円
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

（新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改
 正）

第 2 条 新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭
 和 4 6 年新潟市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職」を「
 短時間勤務の職（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をい
 う。）」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

（定年引上げに伴う経過措置）

2 教育職員給与条例附則第22項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる俸給月額、同項の規定により算出された額とする。

3 教育職員給与条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による俸給を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる俸給月額は、前項の規定による俸給月額とこれらの規定による俸給の額との合計額とする。

(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成28年新潟市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職」を「短時間勤務の職(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。)」に改める。

(新潟市教育職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 新潟市教育職員退職手当支給条例(平成28年新潟市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市教育職員給与条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟市教育職員給与条例(次項から第5項までにおいて「改正後の教育職員給与条例」という。)附則第22項から第31項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には、適用しない。

(新潟市教育職員給与条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が改正後の教育職員給与条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第5項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の教育職員給与条例第4条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の俸給額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の教育職員給与条例第4条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号）第3条において準用する新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の教育職員給与条例第21条において準用する新潟市給与条例の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第 号）による改正後の新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）（以下この項において「改正後の新潟市給与条例」という。）第22条第3項第2号、改正後の教育職員給与条例第22条において準用する改正後の新潟市給与条例第23条第3項第2号及び改正後の教育職員給与条例第29条の規定を適用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必

要な事項は、人事委員会規則で定める。

(新潟市教育職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する第4条の規定による改正後の新潟市教育職員退職手当支給条例第2条の規定の適用については、同条中「常時勤務に服する職員」とあるのは、「常時勤務に服する職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

議案第 6 5 号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職」を「短時間勤務の職（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。）」に改める。

第 1 8 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員については、第 4 条、第 4 条の 4 及び第 1 4 条の規定は、適用しない。

議案第 66 号

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 19 年新潟市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職」を「短時間勤務の職（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。）」に改める。

第 26 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員については、第 6 条、第 8 条及び第 18 条の規定は、適用しない。

議案第 67 号

新潟市立図書館条例の一部改正について

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例

新潟市立図書館条例（平成 19 年新潟市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 12 条第 2 項を削る。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の新潟市立図書館条例第 11 条第 3 項の規定により発行したプリペイド・カードは、令和 6 年 3 月 31 日までの間は従前のおり使用できるものとする。

議案第 68 号

新潟市建築関係手数料条例の一部改正について

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 21 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表 37 の項中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同表 38 の項中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改め、同表 50 の項中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同表 51 の項中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改め、同表 55 の項事務の種類欄を次のように改める。

55 次に掲げる認定の申請に対する審査（確認書等の写しを当該申請に添付した場合における審査に限る。）

(1) 長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定（増築又は改築をしようとする住宅で、かつ、新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅の認定に限る。）

(2) 長期優良住宅普及促進法第 5 条第 6 項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定

別表 56 の項事務の種類欄を次のように改める。

56 次に掲げる認定の申請に対する審査（確認書等の写しを当該申請に添付した場合における審査に限る。）

- (1) 長期優良住宅普及促進法第5条第5項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定（増築又は改築をしようとする住宅で、かつ、新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅の認定に限る。）
- (2) 長期優良住宅普及促進法第5条第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定

別表59の項事務の種類を次のように改める。

- 59 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する、次に掲げる認定の申請に対する審査（確認書等の写しを当該申請に添付した場合における審査に限る。）
 - (1) 増築又は改築時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定（同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定を受けたものに限り、同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。）
 - (2) 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定（同法第5条第6項の規定に基づく認定を受けたものに限る。）

別表60の項事務の種類を次のように改める。

- 60 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する、次に掲げる認定の申請に対する審査（確認書等の写しを当該申請に添付した場合における審査に限る。）
 - (1) 増築又は改築時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定（同法第5条第5項の規定に基づく認定を受けたものに限る。）
 - (2) 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定（同法第

5条第7項の規定に基づく認定を受けたものに限る。)

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 69 号

新潟市と燕市の境界変更の申請について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、新潟市と燕市との境界を別紙のとおり変更することを新潟県知事に申請するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

別 紙

新潟市に編入する区域

燕市吉田本町字乱橋 6 6 9 の 1 から 6 6 9 の 3 まで、6 7 0 の 1 から 6 7 0 の 5 まで、6 7 1 の 1 から 6 7 1 の 5 まで、6 7 2 の 1 から 6 7 2 の 3 まで、6 7 3 の 1 から 6 7 3 の 8 まで、6 7 4 の 1 の一部、6 7 4 の 2 の一部、6 7 4 の 3 の一部、6 7 4 の 4 の一部、6 7 4 の 5 の一部、6 8 4 の 1 の一部、6 8 5 の 1 の一部、6 8 5 の 2、6 8 5 の 3、6 8 5 の 5、6 8 6 の 1 の一部、6 8 6 の 2、6 8 6 の 3、6 8 6 の 5、6 8 6 の 6、6 8 7 の 1、6 8 7 の 2 の一部、6 8 7 の 3 の一部、6 8 7 の 6 の一部、6 8 7 の 7 の一部、6 8 8 の 1 の一部、6 8 8 の 4 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

燕市に編入する区域

新潟市西蒲区原字ヒラキ 6 3 5 の 1、6 3 5 の 3 から 6 3 5 の 6 まで、1 1 9 9 の 1、1 1 9 9 の 3 から 1 1 9 9 の 6 まで、1 2 0 0 の 1、1 2 0 0 の 3 から 1 2 0 0 の 6 まで、1 2 0 1 の 1、1 2 0 1 の 3 から 1 2 0 1 の 6 まで、1 2 0 2 の 1、1 2 0 2 の 3、1 2 0 2 の 4、1 2 0 3 の 1、1 2 0 3 の 3、1 2 0 3 の 4、1 2 0 4 の 1、1 2 0 4 の 3 から 1 2 0 4 の 5 まで、1 2 0 6、1 2 0 7 の 1 の一部、1 2 1 4 の一部、1 2 1 5 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに 1 2 1 0、1 2 1 1 の一部に隣接する水路である公有地の全部、津雲田字古屋敷 4 5 の 1 の地先の道路である公有地の一部

市の境界変更略図

縮尺 1:5,000



凡	例
	新境界
	変更前の境界
	新潟市への編入区域
	燕市への編入区域

議案第70号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和4年9月6日提出

新潟市長 中原 八一

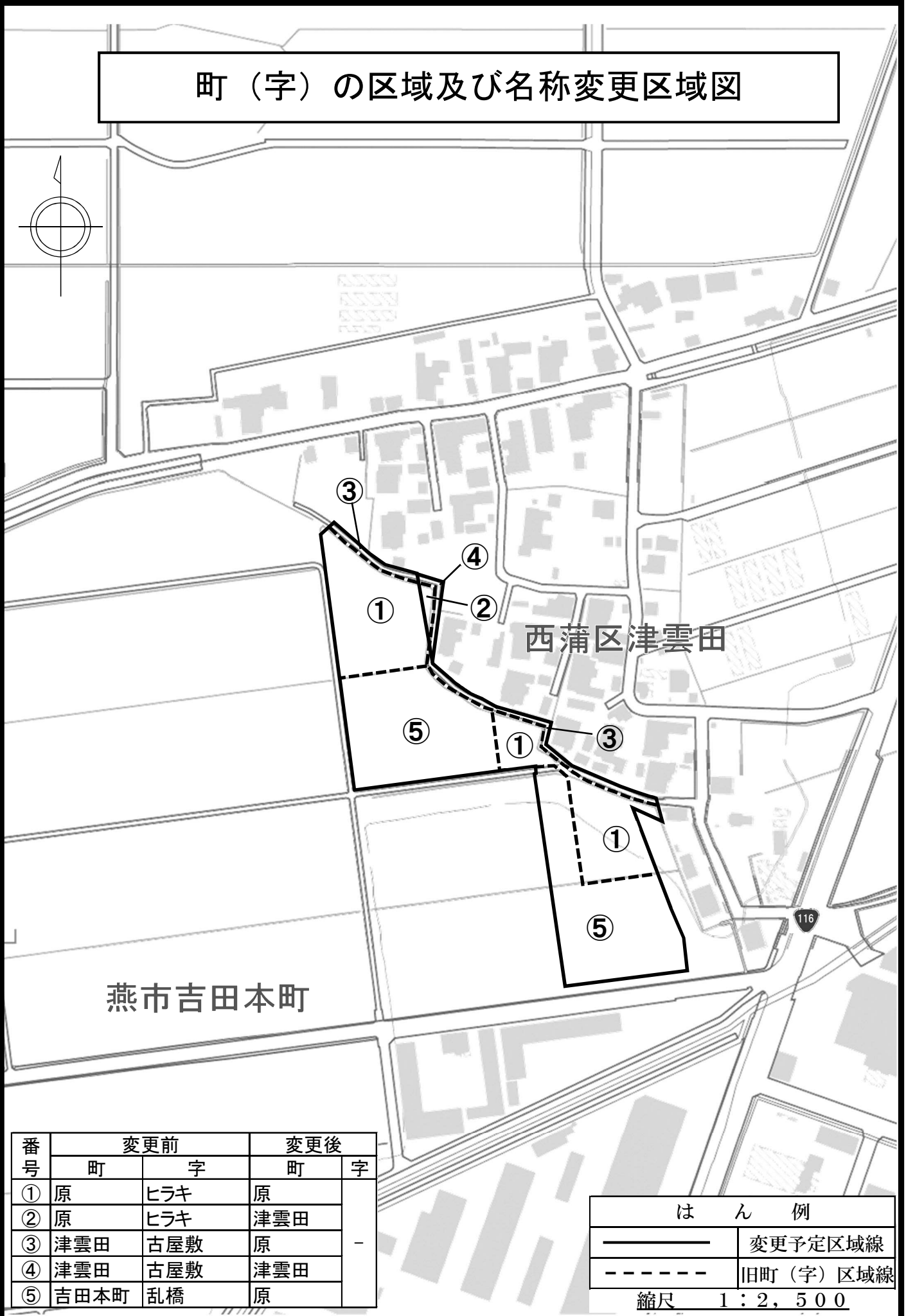
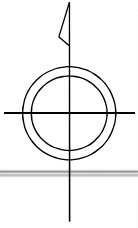
町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変更後
町	字	地 番	町
吉田本町	乱橋	669の1から669の3まで、 670の1から670の5まで、 671の1から671の5まで、 672の1から672の3まで、 673の1から673の8まで、 674の1から674の5までの各一部、 684の1の一部、685の1の一部、685の2、 685の3、685の5、686の1の一部、 686の2、686の3、686の5、686の6、 687の1、687の2の一部、687の3の一部、 687の6の一部、687の7の一部、 688の1の一部、688の4の一部	原

原	ヒラキ	1207の1の一部、 1207の5から1207の8まで、 1208の1の一部、1208の3、1208の4、 1210から1212まで、1213の1、 1213の2、1214の一部、1215の一部	原
原字ヒラキ1207の1、1208の1、1210から1212まで、 1213の1、1214、1215及び吉田本町字乱橋671の1、 672の1、673の1の地先の津雲田字古屋敷の道路である公有地の一部			
原	ヒラキ	1208の1の一部	津雲田
原字ヒラキ1208の1の地先の津雲田字古屋敷の道路である公有地の一部			

及び当該変更に伴う公有地を含む

町（字）の区域及び名称変更区域図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	原	ヒラキ	原	-
②	原	ヒラキ	津雲田	
③	津雲田	古屋敷	原	
④	津雲田	古屋敷	津雲田	
⑤	吉田本町	乱橋	原	

はん例	
	変更予定区域線
	旧町（字）区域線
縮尺 1 : 2,500	

議案第 7 1 号

下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、下越福祉行政組合の共同処理する事務を変更し、下越福祉行政組規約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

下越福祉行政組規約の一部を変更する規約

下越福祉行政組規約（昭和 3 5 年新潟県指令地第 1 7 0 7 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 組合が設置する法第 5 1 条の 2 0 第 1 項に規定する特定相談支援事業所において行う法第 5 条第 1 8 項に規定する特定相談支援事業に関する事務

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第72号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和4年9月6日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

図面 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	北5－	新潟市北区松浜東町一丁目 3389 番 264 地先		新潟市北区松浜東町一丁目 3389 番 263 地先
	86号線	新潟市北区松浜東町一丁目 3389 番 260 地先		
2	豊栄1－	新潟市北区木崎字浦潟 1192 番 1 地先		新潟市北区木崎字浦潟 1206 番 7 地先
	920号線	新潟市北区木崎字浦潟 1193 番 6 地先		
3	東1－	新潟市東区船江町二丁目 263 番 93 地先		新潟市東区船江町二丁目 263 番 97 地先
	195号線	新潟市東区船江町二丁目 263 番 102 地先		
3	東1－	新潟市東区船江町二丁目 263 番 77 地先		新潟市東区船江町二丁目 263 番 80 地先
	196号線	新潟市東区船江町二丁目 263 番 85 地先		
3	東1－	新潟市東区船江町二丁目 263 番 58 地先		新潟市東区船江町二丁目 263 番 62 地先
	197号線	新潟市東区船江町二丁目 263 番 66 地先		
4	東8－	新潟市東区東中野山六丁目 149 番 13 地先		新潟市東区東中野山六丁目 149 番 18 地先
	340号線	新潟市東区東中野山六丁目 149 番 21 地先		
5	南4－	新潟市中央区女池四丁目 733 番 2 地先		新潟市中央区女池五丁目 879 番地先
	161号線	新潟市中央区女池六丁目 1571 番 43 地先		
5	南7－	新潟市中央区親松字太田 101 番 4 地先		新潟市中央区親松字太田 102 番 24 地先
	207号線	新潟市中央区親松字太田 102 番 56 地先		
5	南7－	新潟市中央区親松字居付 64 番 23 地先		新潟市中央区親松字居付 64 番 21 地先
	430号線	新潟市中央区親松字居付 64 番 17 地先		

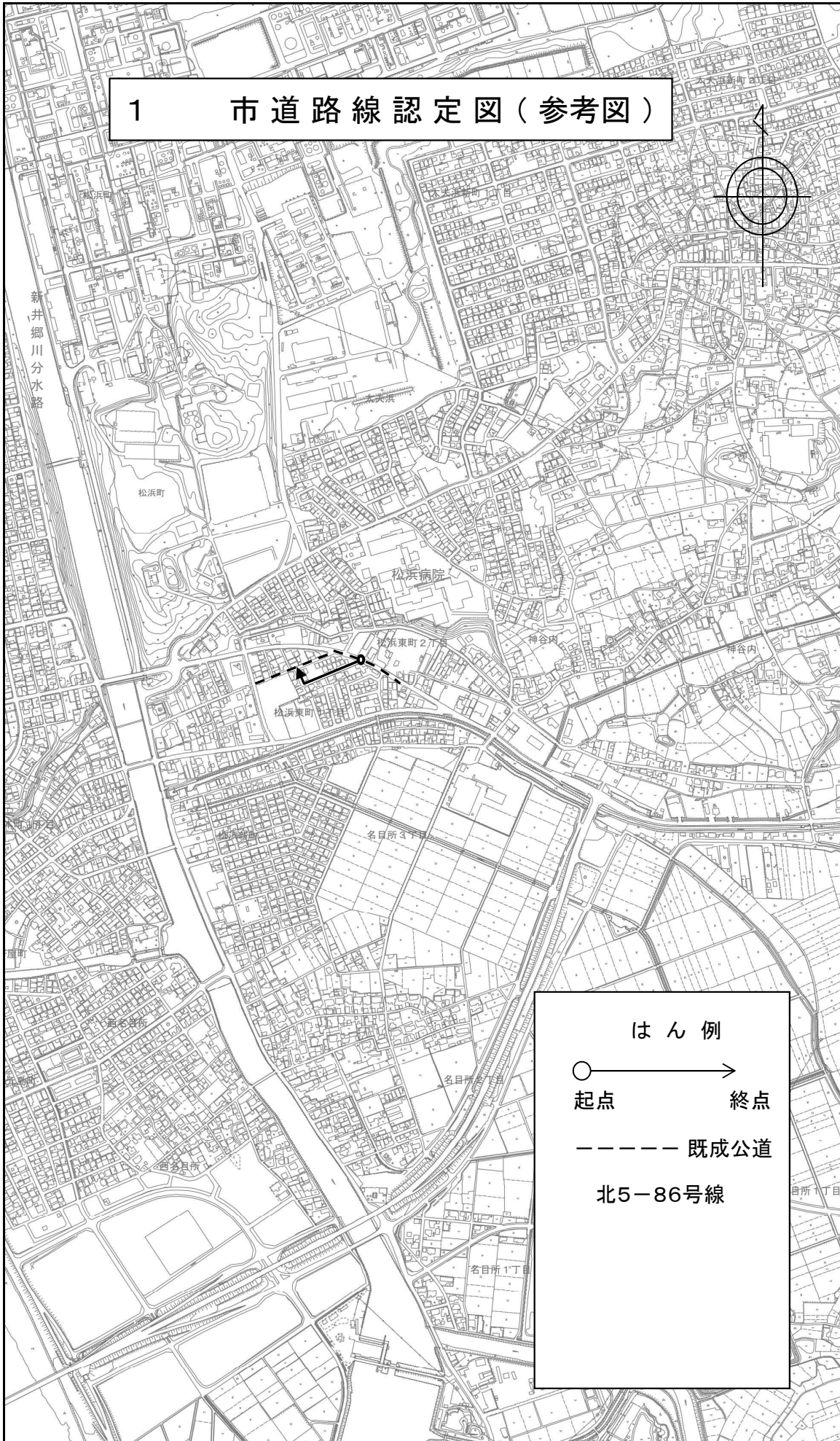
図面 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
6	南7－	新潟市中央区神道寺南一丁目175番67地先		新潟市中央区神道寺南一 丁目175番64地先
	431号線	新潟市中央区神道寺南一丁目175番57地先		
7	東8－	新潟市江南区西野字上田965番3地先		新潟市江南区西野字上田 916番1地先
	243号線	新潟市江南区西野字古境907番2地先		
7	東8－	新潟市江南区西野字古境1030番4地先		新潟市江南区江口字中作 19番3地先
	244号線	新潟市江南区江口字中作82番3地先		
7	東8－	新潟市江南区江口字中作183番9地先		新潟市江南区江口字諏訪 浦460番1地先
	274号線	新潟市江南区江口字諏訪浦498番21地先		
7	東8－	新潟市江南区江口字諏訪浦579番1地先		新潟市江南区江口字諏訪 浦579番1地先
	304号線	新潟市江南区江口字諏訪浦579番1地先		
8	横越1－	新潟市江南区横越川根町四丁目5272番4地先		新潟市江南区横越川根町 四丁目5272番8地先
	309号線	新潟市江南区横越川根町四丁目5276番2地先		
9	亀田1－	新潟市江南区長潟一丁目195番1地先		新潟市江南区長潟一丁目 195番1地先
	701号線	新潟市江南区長潟一丁目195番1地先		
10	東金沢	新潟市秋葉区東金沢923番1地先		新潟市秋葉区東金沢539 番1地先
	第3号線	新潟市秋葉区東金沢184番2地先		
10	新津2－	新潟市秋葉区飯柳414番1地先		新潟市秋葉区飯柳413番2 地先
	677号線	新潟市秋葉区飯柳411番2地先		
10	新津2－	新潟市秋葉区東金沢1267番3地先		新潟市秋葉区東金沢1217 番1地先
	692号線	新潟市秋葉区東金沢974番2地先		
10	新津2－	新潟市秋葉区東金沢265番1地先		新潟市秋葉区飯柳479番2 地先
	694号線	新潟市秋葉区飯柳475番1地先		
10	新津2－	新潟市秋葉区東金沢53番地先		新潟市秋葉区東金沢54番 地先
	724号線	新潟市秋葉区東金沢73番1地先		

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 1	白根 2 -	新潟市南区高井興野字堀内 141 番 3 地先	新潟市南区高井興野字堀 内 149 番 13 地先
	3 8 8 号線	新潟市南区高井興野字堀内 152 番 1 地先	
1 2	西南 2 -	新潟市西区五十嵐三の町北 10284 番 3 地先	新潟市西区五十嵐三の町 北 10258 番 3 地先
	7 4 号線	新潟市西区五十嵐三の町北 10242 番 2 地先	
1 2	西南 5 -	新潟市西区内野西二丁目 3315 番 17 地先	新潟市西区内野西二丁目 3315 番 7 地先
	1 8 3 号線	新潟市西区内野西二丁目 3315 番 5 地先	
1 3	西南 5 -	新潟市西区中権寺字三倍 2333 番 1 地先	新潟市西区中権寺字三倍 2335 番 8 地先
	1 8 2 号線	新潟市西区中権寺字三倍 2335 番 11 地先	
1 4	西 2 -	新潟市西区寺尾西五丁目 5960 番 595 地先	新潟市西区寺尾西五丁目 5960 番 1215 地先
	3 0 7 号線	新潟市西区寺尾西五丁目 5960 番 593 地先	
1 4	西 5 -	新潟市西区坂井東二丁目 2581 番 5 地先	新潟市西区坂井東二丁目 2575 番 1 地先
	2 8 5 号線	新潟市西区坂井東二丁目 2569 番 1 地先	
1 5	西 4 -	新潟市西区坂井字村上 722 番 27 地先	新潟市西区坂井字村上 722 番 4 地先
	1 9 4 号線	新潟市西区坂井字村上 722 番 20 地先	
1 5	西 4 -	新潟市西区坂井三丁目 1070 番 1 地先	新潟市西区坂井三丁目 1067 番 5 地先
	1 9 5 号線	新潟市西区坂井三丁目 1067 番 8 地先	
1 6	黒崎 2 -	新潟市西区大潟字大潟 283 番 4 地先	新潟市西区大潟字大潟 319 番 3 地先
	1 6 8 号線	新潟市西区大潟字大潟 323 番 3 地先	
1 7	黒崎 2 -	新潟市西区木場字本田 1616 番 1 地先	新潟市西区木場字本田 1617 番地先
	1 6 9 号線	新潟市西区大野町 2804 番地先	
1 8	巻 2 -	新潟市西蒲区巻乙 13 番地先	新潟市西蒲区巻乙 13 番 6 地先
	8 1 号線	新潟市西蒲区巻乙 13 番 9 地先	

2 廃止する路線			
図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
19	北2－ 979号線	新潟市北区太夫浜字上浜山 1225 番地先	新潟市北区太夫浜字上浜 山 1210 番地先
		新潟市北区太夫浜字上浜山 1189 番地先	
19	北2－ 980号線	新潟市北区太夫浜字上浜山 1133 番地先	新潟市北区太夫浜字上浜 山 1330 番地先
		新潟市北区太夫浜字新割 1772 番地先	
19	北2－ 981号線	新潟市北区太夫浜字新割 199 番 1 地先	新潟市北区太夫浜字新割 196 番 3 地先
		新潟市北区太夫浜字新割 192 番 1 地先	
20	東1－ 129号線	新潟市東区船江町一丁目 29 番 6 地先	新潟市東区船江町一丁目 29 番 6 地先
		新潟市東区船江町一丁目 29 番 6 地先	
21	南7－ 207号線	新潟市中央区親松字太田 102 番 1 地先	新潟市中央区親松字太田 102 番 1 地先
		新潟市中央区親松字太田 111 番 1 地先	
22	東8－ 243号線	新潟市江南区西野字上田 998 番 1 地先	新潟市江南区江口字中作 82 番 3 地先
		新潟市江南区江口字諏訪浦 534 番 4 地先	
22	東8－ 244号線	新潟市江南区江口字諏訪浦 571 番 1 地先	新潟市江南区江口字諏訪 浦 571 番 1 地先
		新潟市江南区江口字諏訪浦 610 番 1 地先	
22	東8－ 274号線	新潟市江南区江口字諏訪浦 503 番 2 地先	新潟市江南区江口字諏訪 浦 577 番 1 地先
		新潟市江南区江口字諏訪浦 608 番 1 地先	
22	東8－ 304号線	新潟市東区江口字諏訪浦 546 番 2 地先	新潟市江南区江口字諏訪 浦 522 番 1 地先
		新潟市江南区江口字諏訪浦 585 番 2 地先	
23	亀田1－ 301号線	新潟市江南区大字泥瀉字下西 250 番地先	新潟市江南区大字泥瀉字 下西 241 番地先
		新潟市江南区大字泥瀉字下西 241 番地先	
23	亀田1－ 303号線	新潟市江南区大字泥瀉字下西 272 番地先	新潟市江南区大字泥瀉字 下西 265 番地先
		新潟市江南区大字泥瀉字下西 265 番地先	

図面 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
24	東金沢	新潟市秋葉区東金沢 923 番 1 地先		新潟市秋葉区東金沢 214 番 1 地先
	第 3 号線	新潟市秋葉区東金沢 214 番 1 地先		
24	新津 2 -	新潟市秋葉区飯柳 424 番 3 地先		新潟市秋葉区飯柳 411 番 2 地先
	6 7 7 号線	新潟市秋葉区飯柳 411 番 2 地先		
24	新津 2 -	新潟市秋葉区飯柳 2275 番 1 地先		新潟市秋葉区飯柳 1861 番 地先
	6 8 0 号線	新潟市秋葉区飯柳 1861 番地先		
24	新津 2 -	新潟市秋葉区東金沢 1101 番 1 地先		新潟市秋葉区飯柳 424 番 1 地先
	6 9 2 号線	新潟市秋葉区飯柳 424 番 1 地先		
24	新津 2 -	新潟市秋葉区東金沢 271 番地先		新潟市秋葉区飯柳 475 番 1 地先
	6 9 4 号線	新潟市秋葉区飯柳 475 番 1 地先		
24	新津 2 -	新潟市秋葉区大安寺 511 番地先		新潟市秋葉区東金沢 97 番 地先
	7 2 4 号線	新潟市秋葉区東金沢 97 番地先		
24	新津 2 -	新潟市秋葉区大関 789 番地先		新潟市秋葉区大関 790 番 地先
	7 9 4 号線	新潟市秋葉区大関 790 番地先		
25	白根 2 -	新潟市南区高井興野 143 番 1 地先		新潟市南区高井興野 149 番 5 地先
	3 8 8 号線	新潟市南区高井興野 149 番 5 地先		
26	西南 2 -	新潟市西区五十嵐三の町 10284 番 1 地先		新潟市西区五十嵐三の町 10245 番地先
	7 4 号線	新潟市西区五十嵐三の町 10241 番 2 地先		
26	西 1 -	新潟市西区五十嵐二の町 8823 番地先		新潟市西区五十嵐二の町 8823 番地先
	9 9 5 号線	新潟市西区五十嵐二の町 8823 番地先		
27	巻 2 -	新潟市西蒲区巻乙 13 番地先		新潟市西蒲区巻 15 番地先
	8 1 号線	新潟市西蒲区巻 15 番地先		

1 市道路線認定図（参考図）



はん例

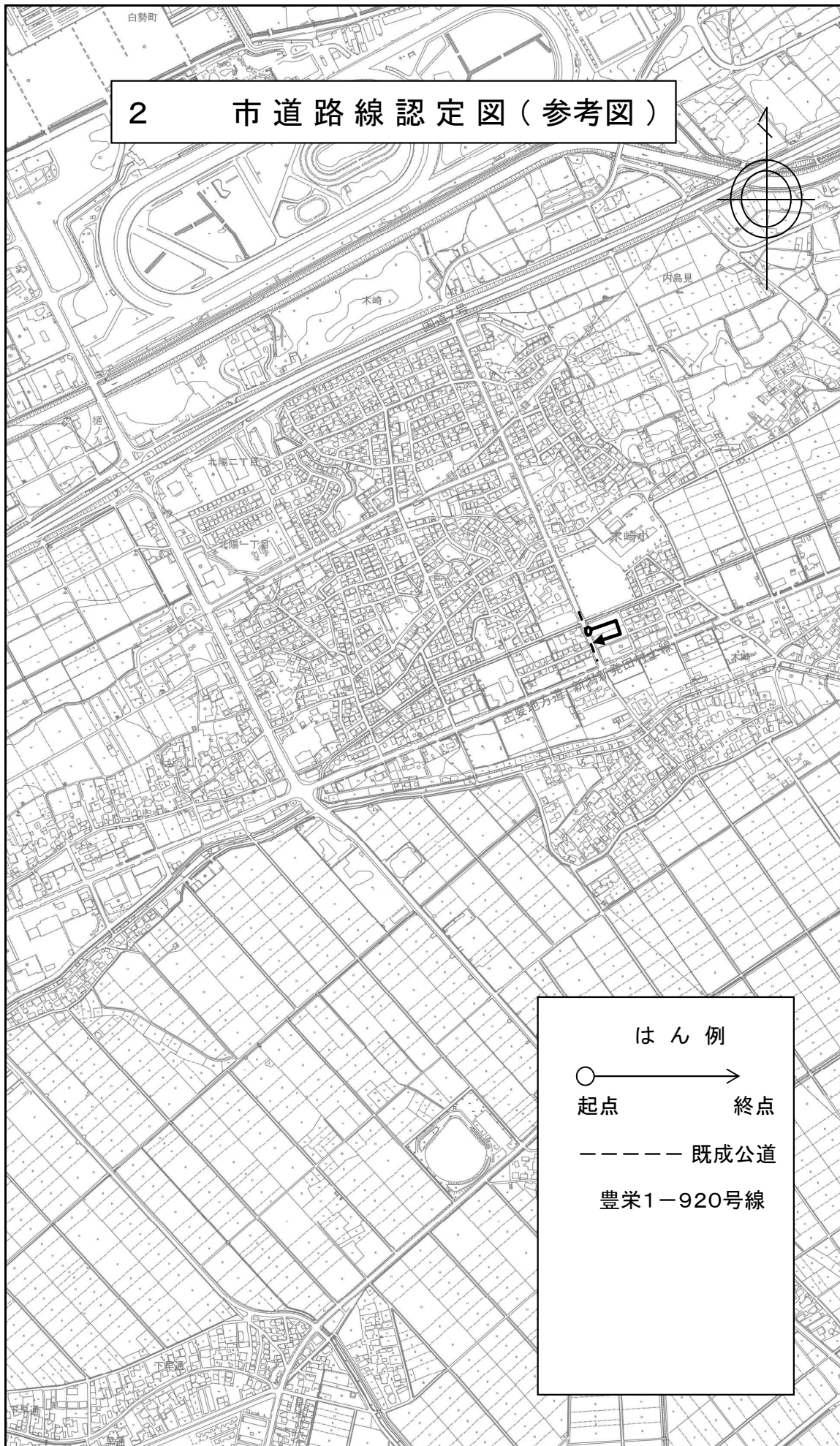
○ →

起点 終点

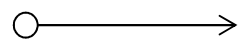
----- 既成公道

北5-86号線

2 市道路線認定図（参考図）



はん例



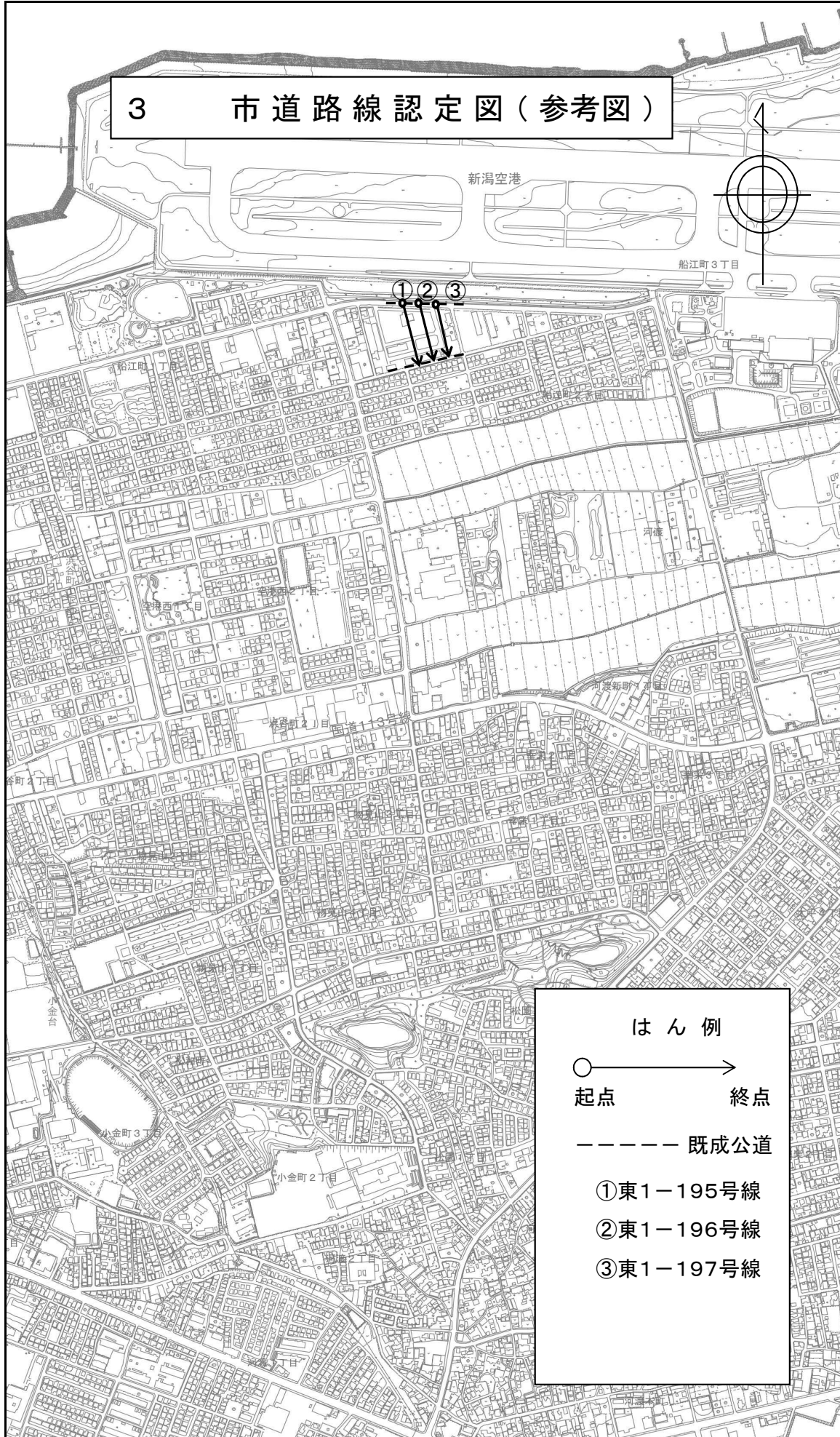
起点

終点

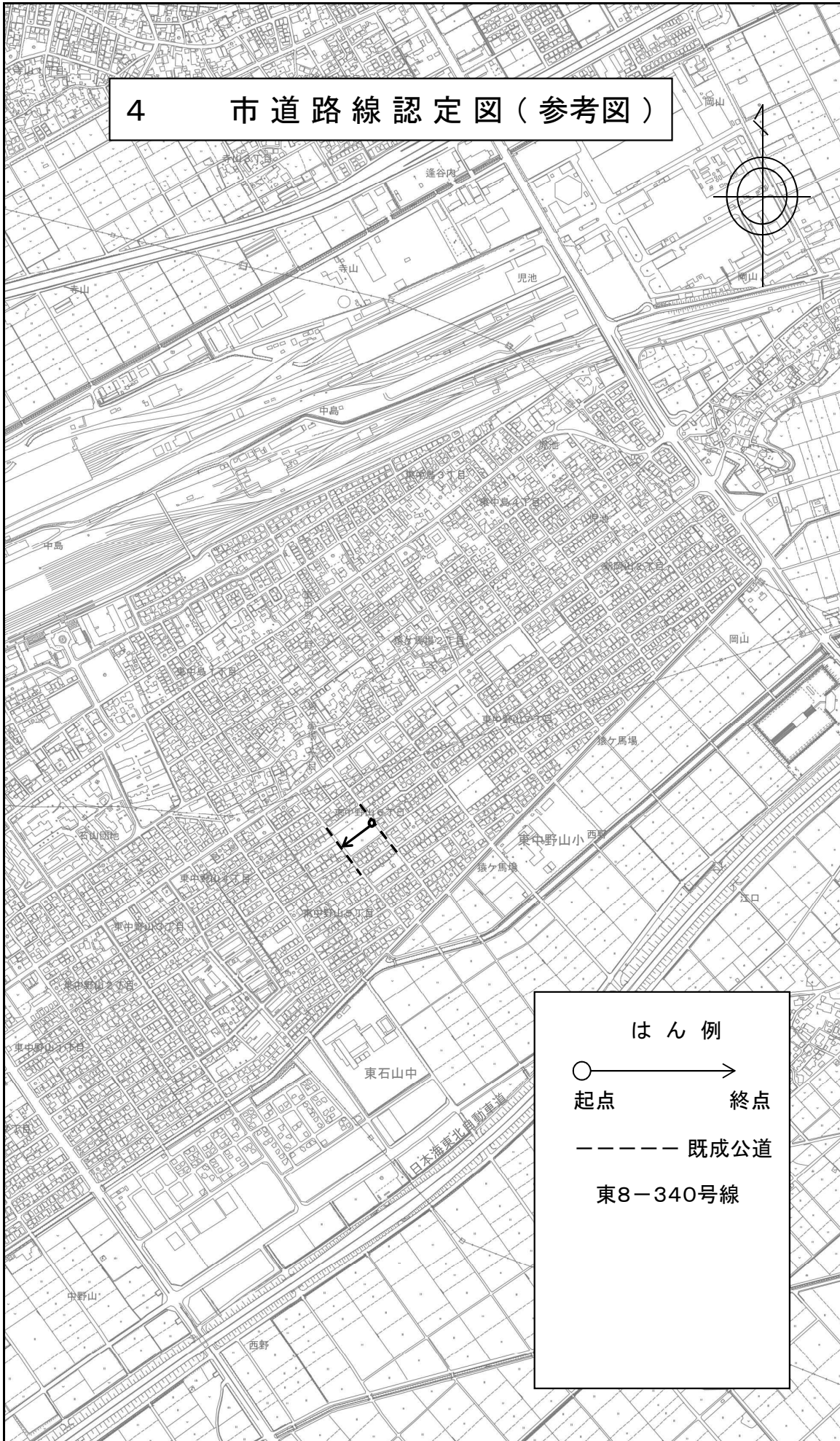
----- 既成公道

豊栄1-920号線

3 市道路線認定図（参考図）



4 市道路線認定図（参考図）



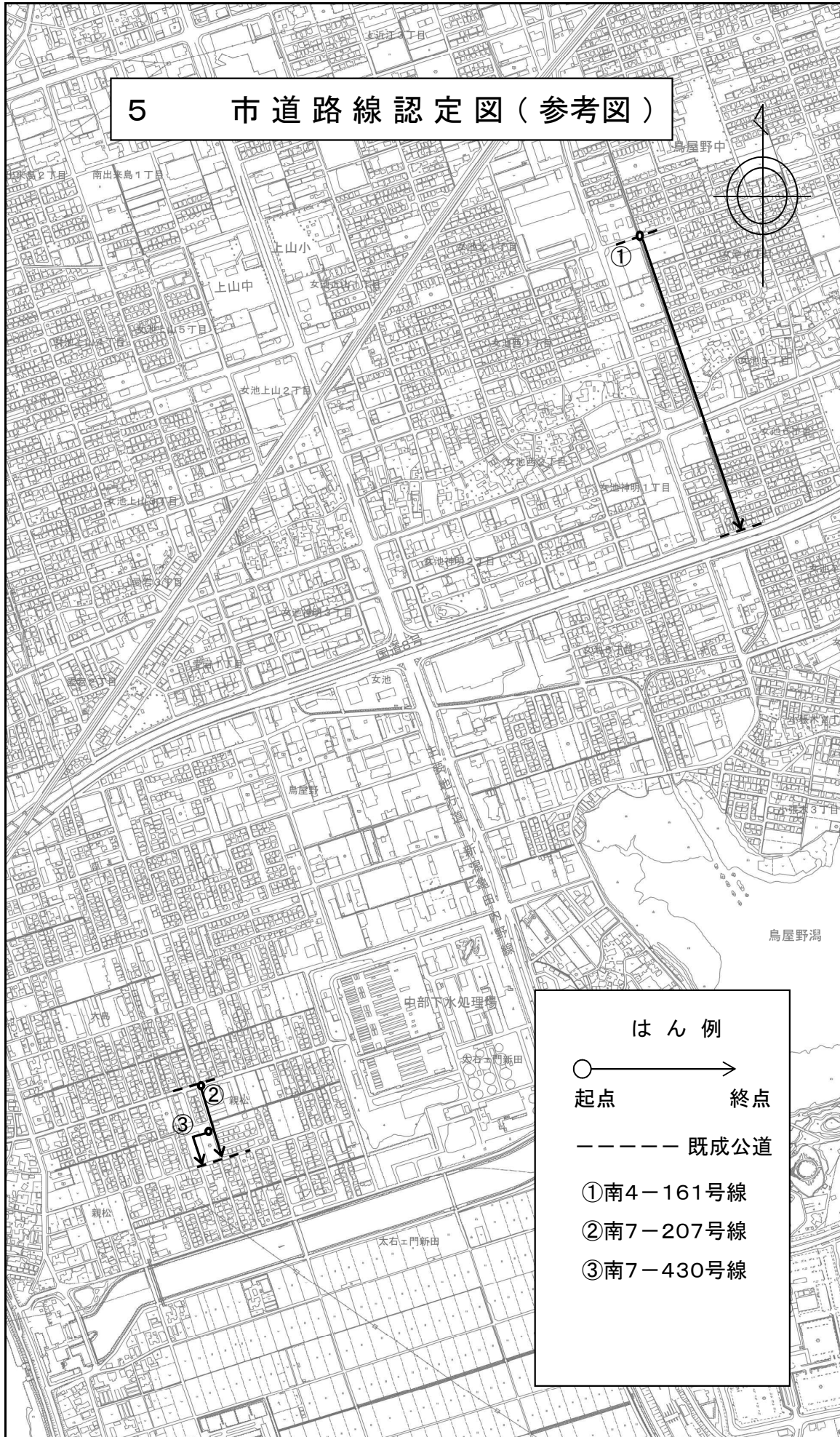
はん例

○ → 起点 終点

----- 既成公道

東8-340号線

5 市道路線認定図(参考図)



はん例

○ → 起点 終点

----- 既成公道

①南4-161号線

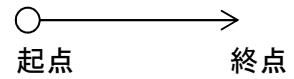
②南7-207号線

③南7-430号線

6 市道路線認定図（参考図）



はん例



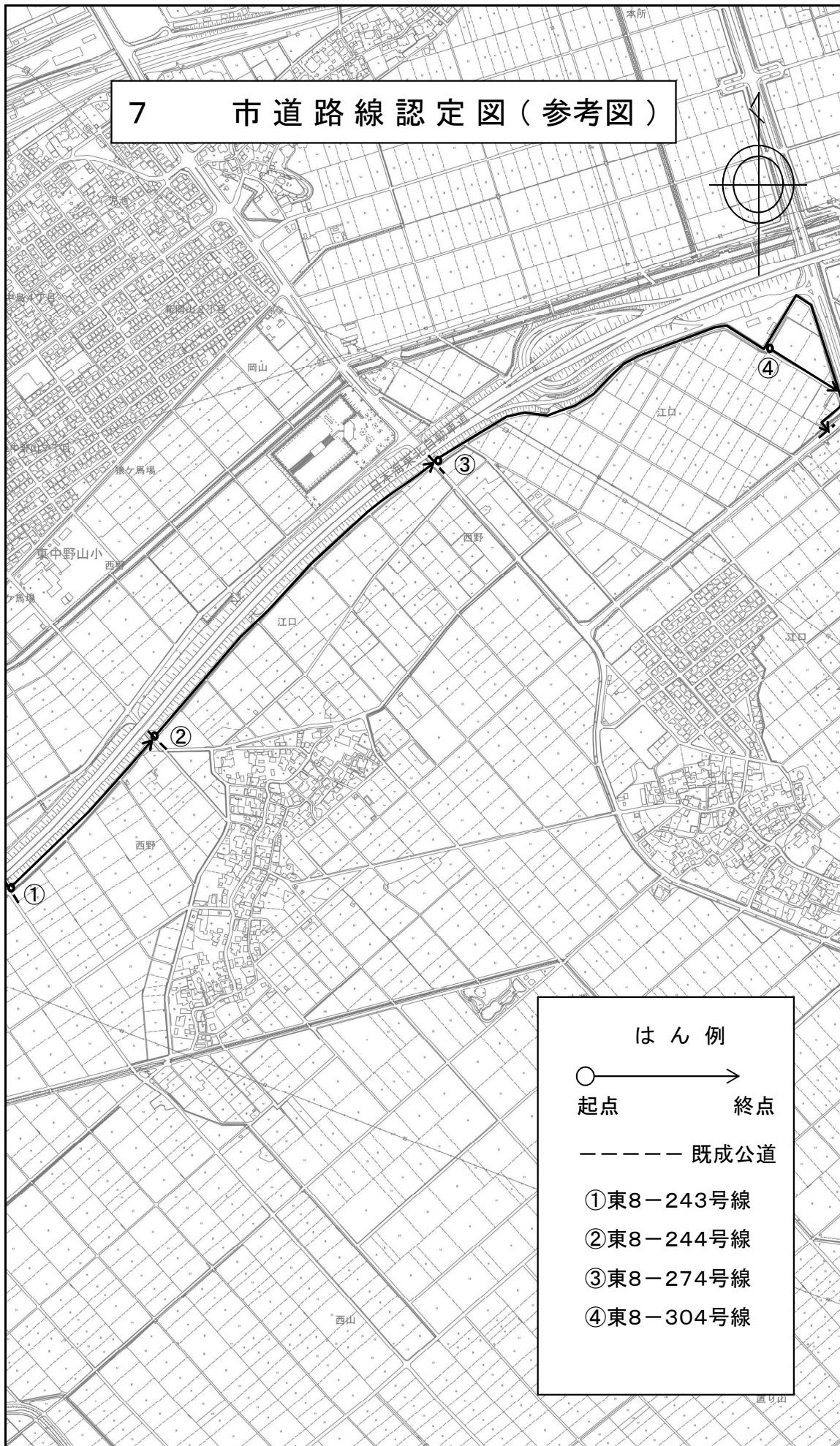
起点

終点

----- 既成公道

南7-431号線

7 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ → 起点 終点

----- 既成公道

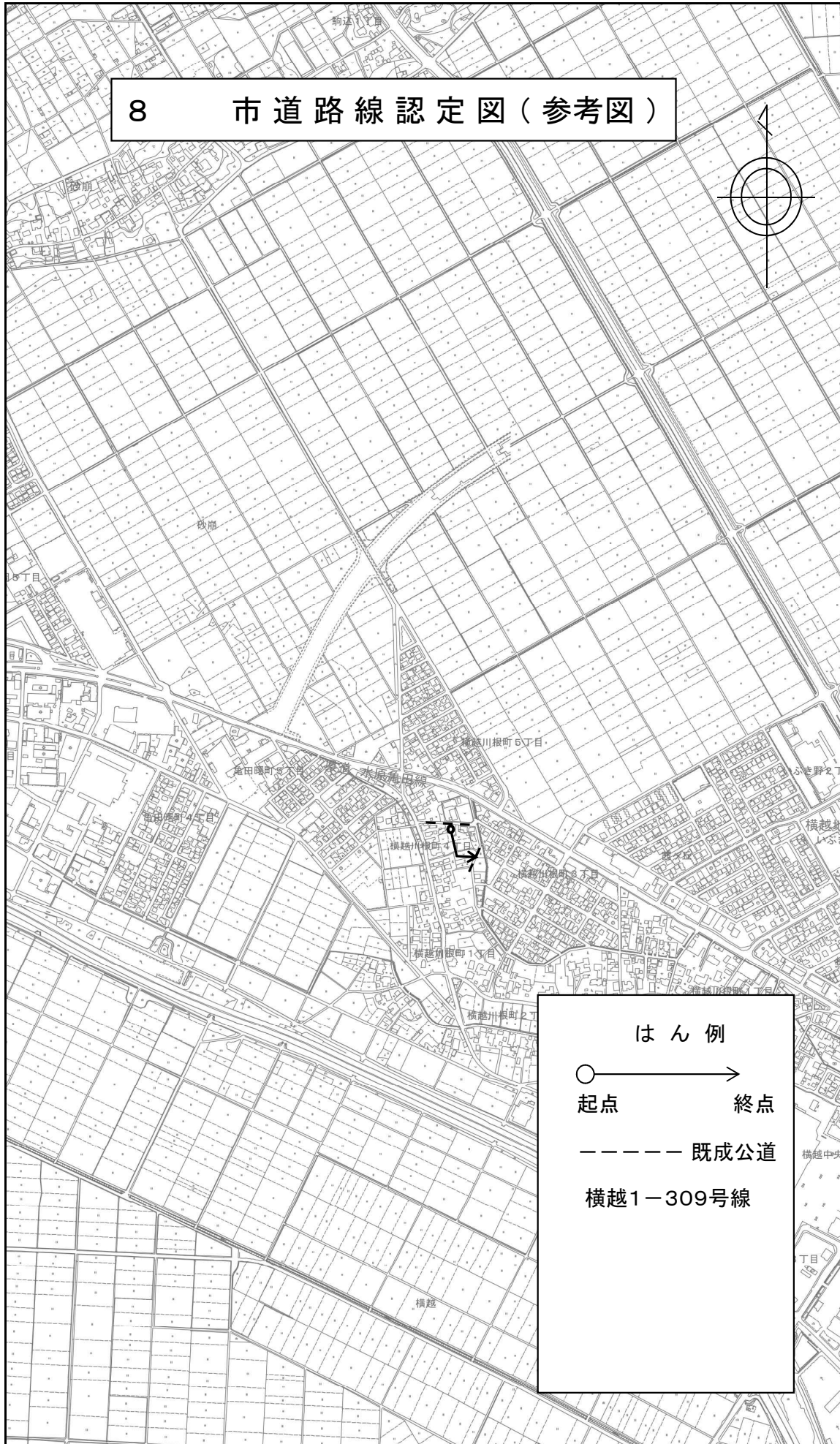
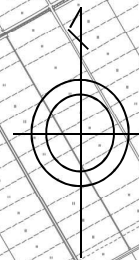
①東8-243号線

②東8-244号線

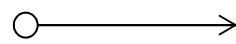
③東8-274号線

④東8-304号線

8 市道路線認定図（参考図）



はん例

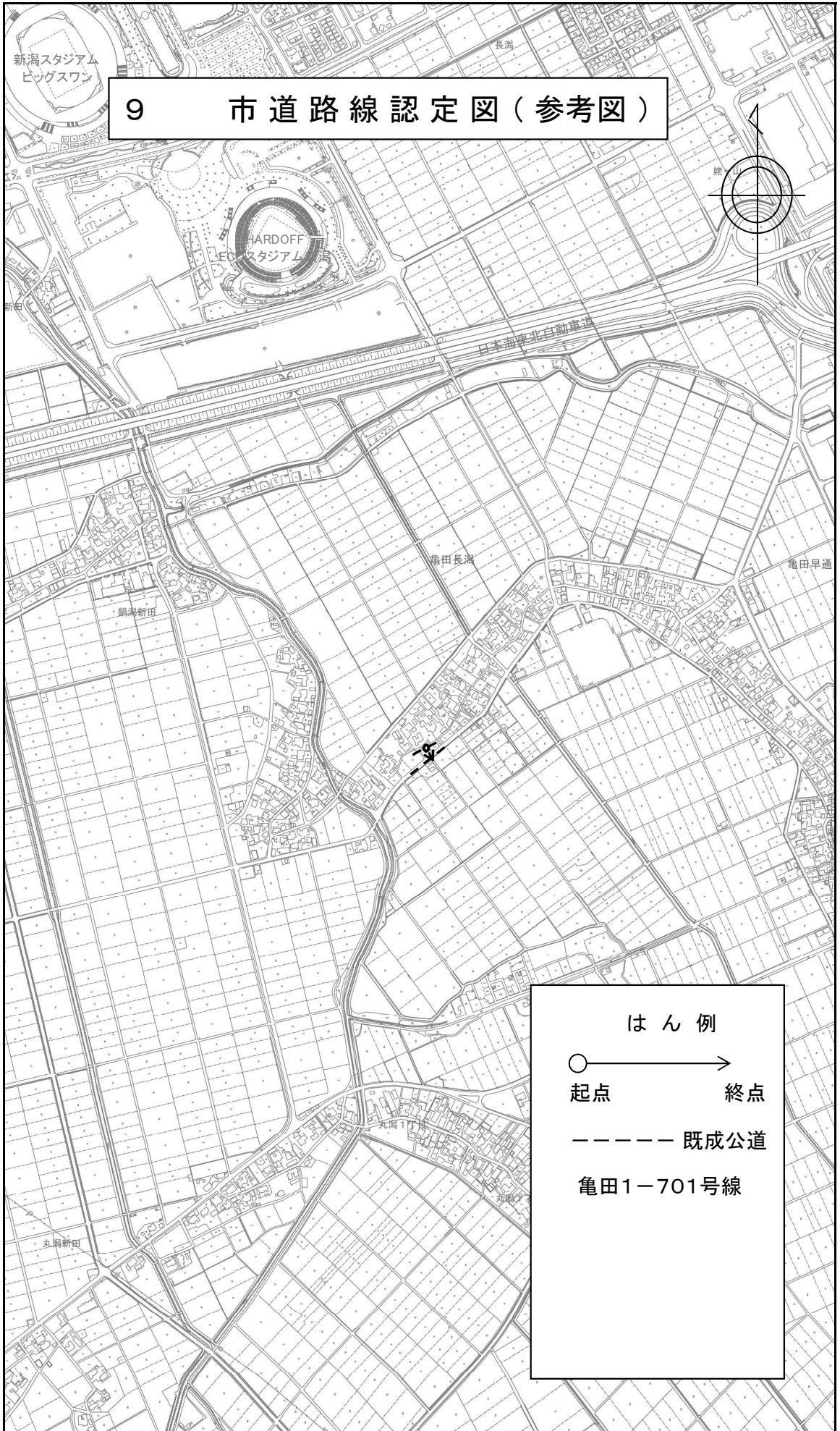


起点

終点

----- 既成公道

横越1-309号線



9 市道路線認定図(参考図)



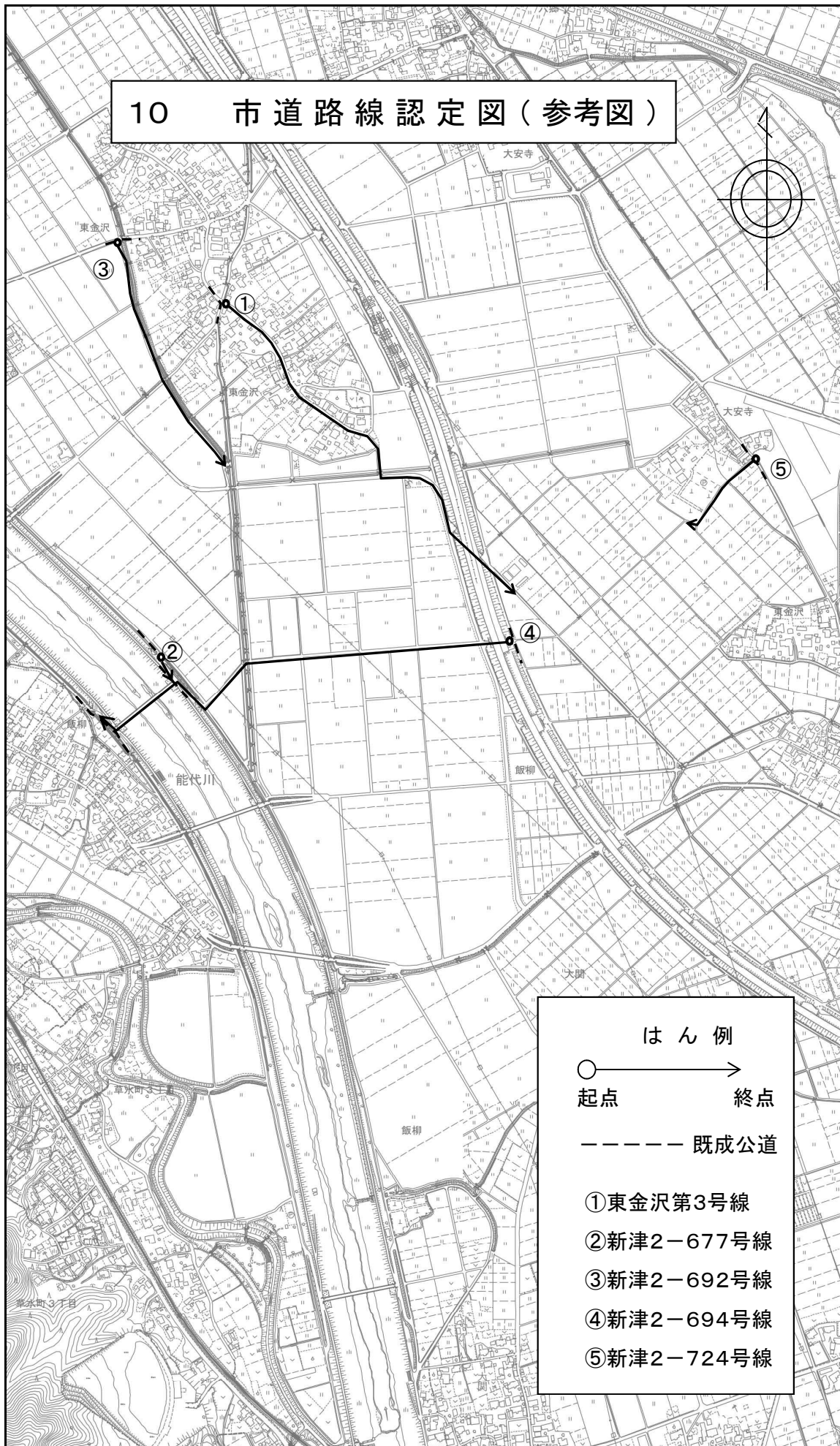
はん例

○ → 起点 終点

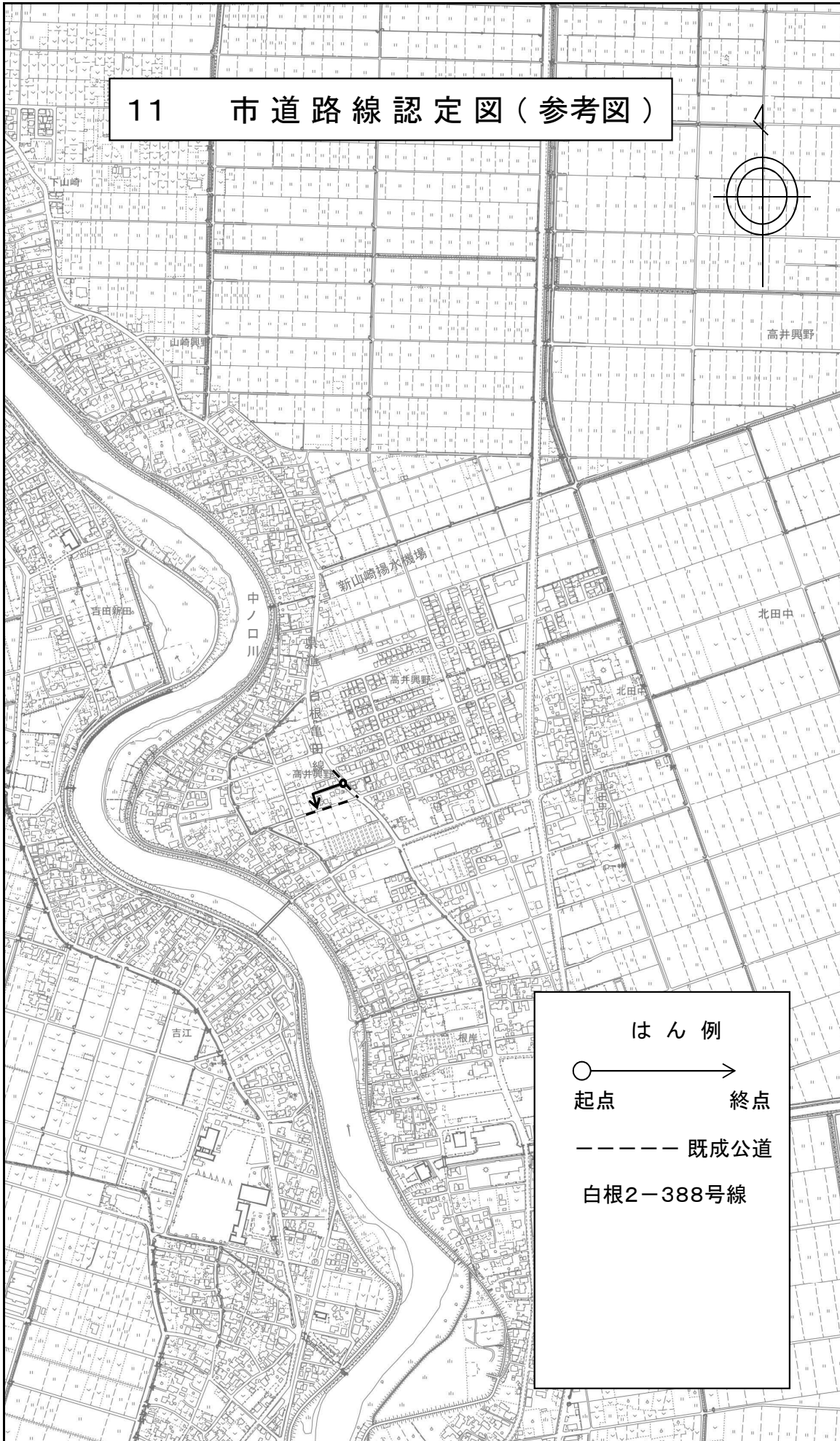
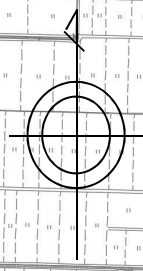
----- 既成公道

亀田1-701号線

10 市道路線認定図（参考図）



11 市道路線認定図（参考図）



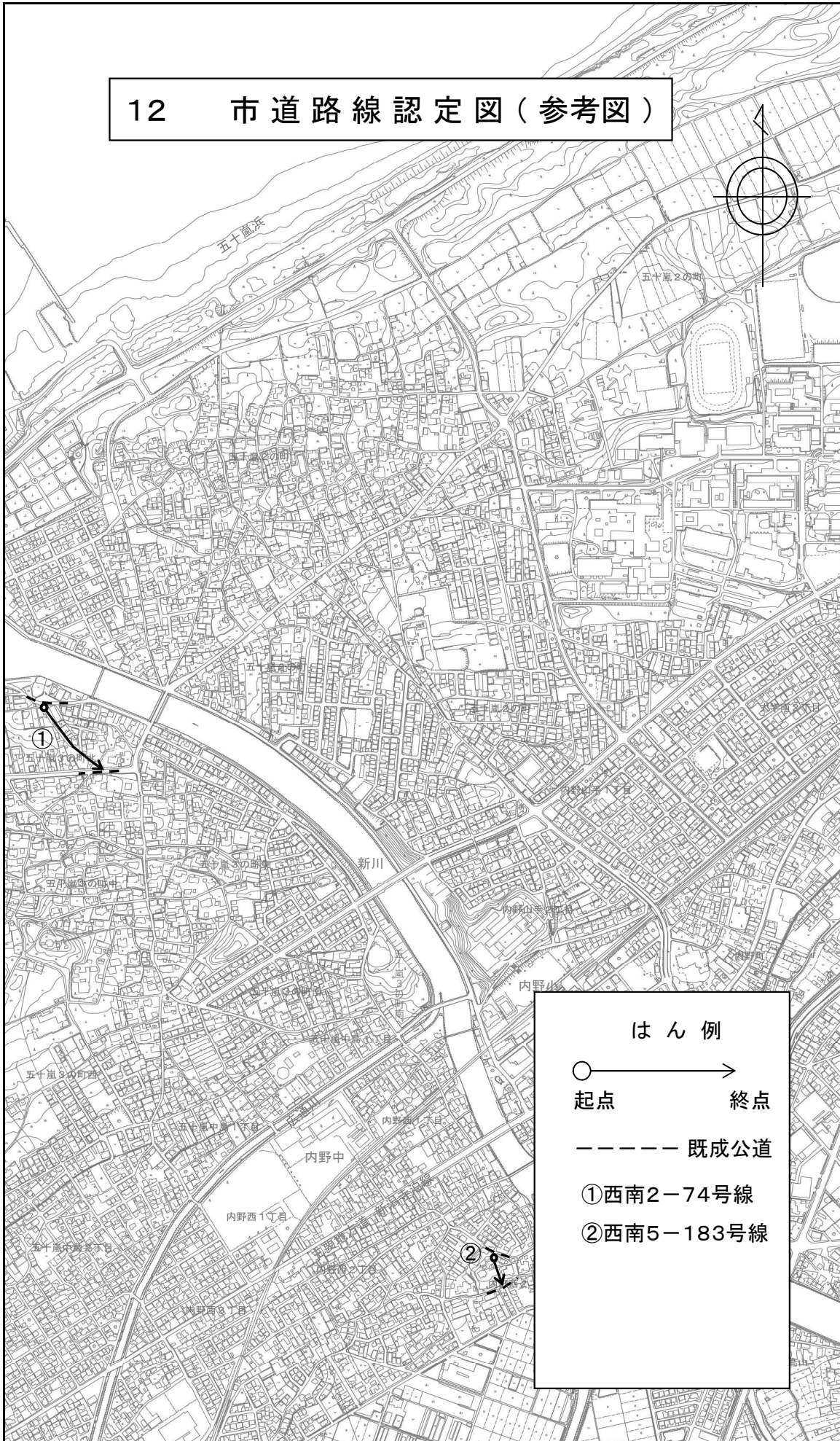
はん例

○ —————> 終点
起点

----- 既成公道

白根2-388号線

12 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ → 起点 終点

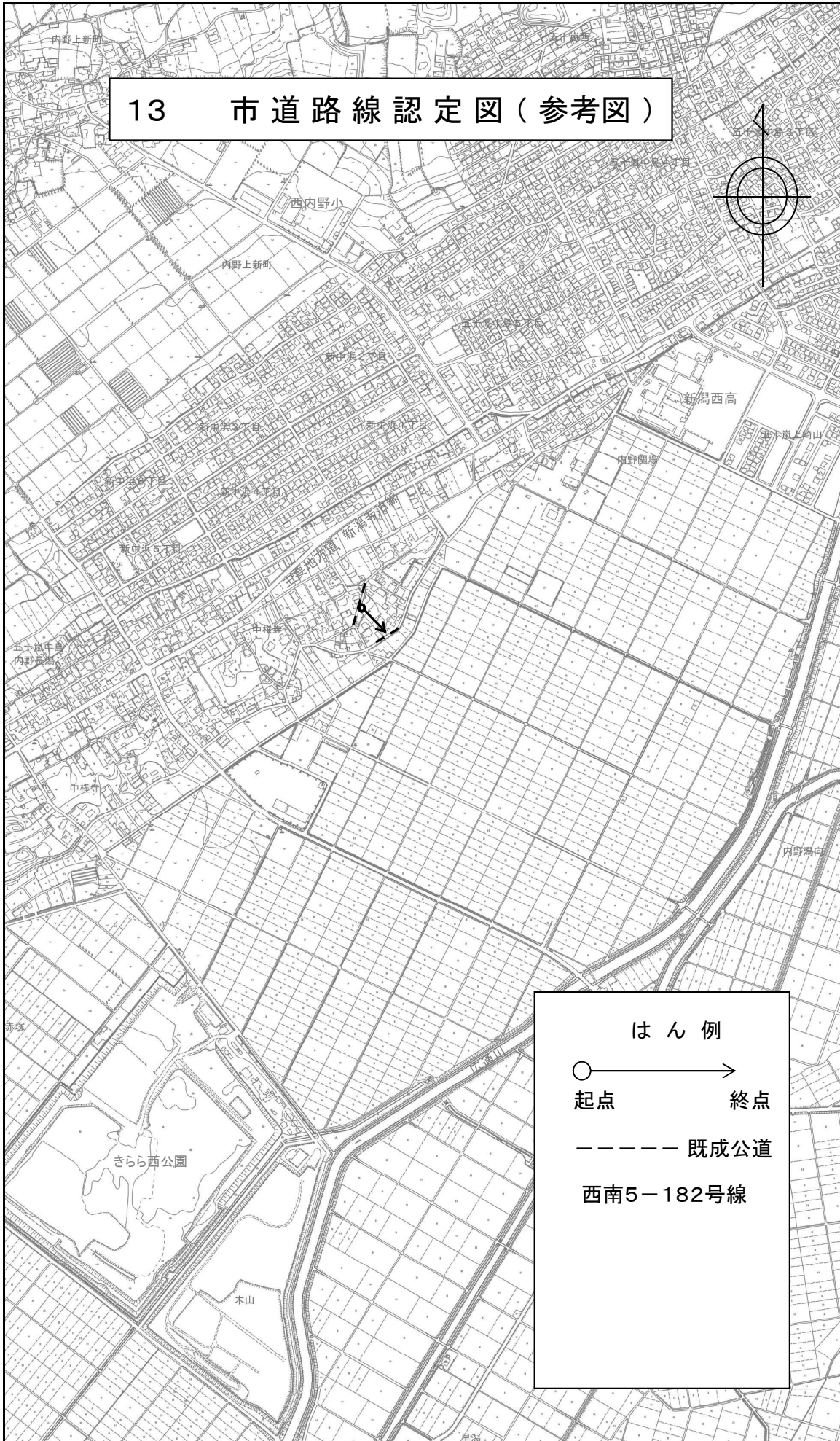
----- 既成公道

① 西南2-74号線

② 西南5-183号線



13 市道路線認定図（参考図）



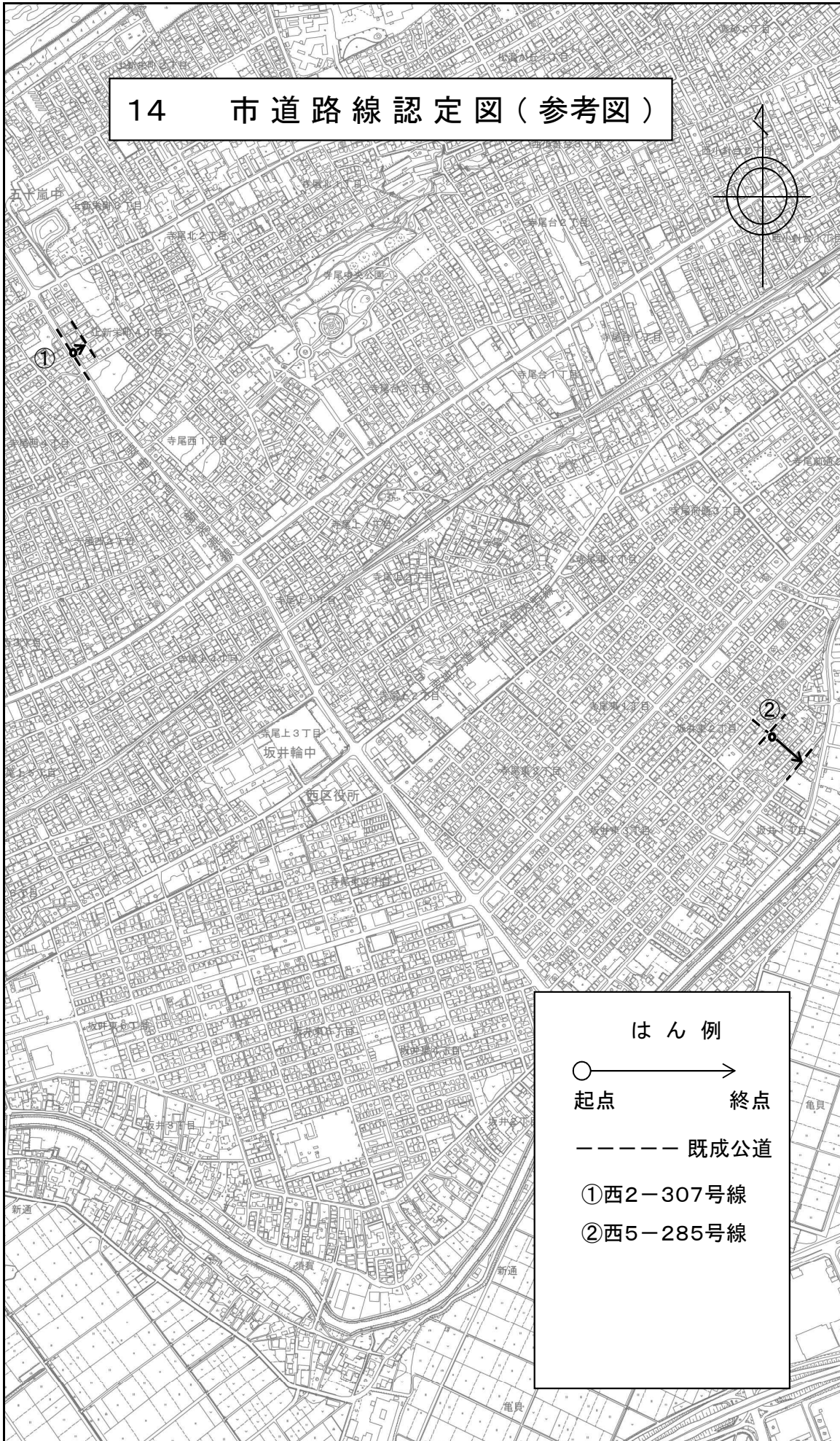
はん例

○ → 起点 終点

----- 既成公道

西南5-182号線

14 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ → 起点 終点

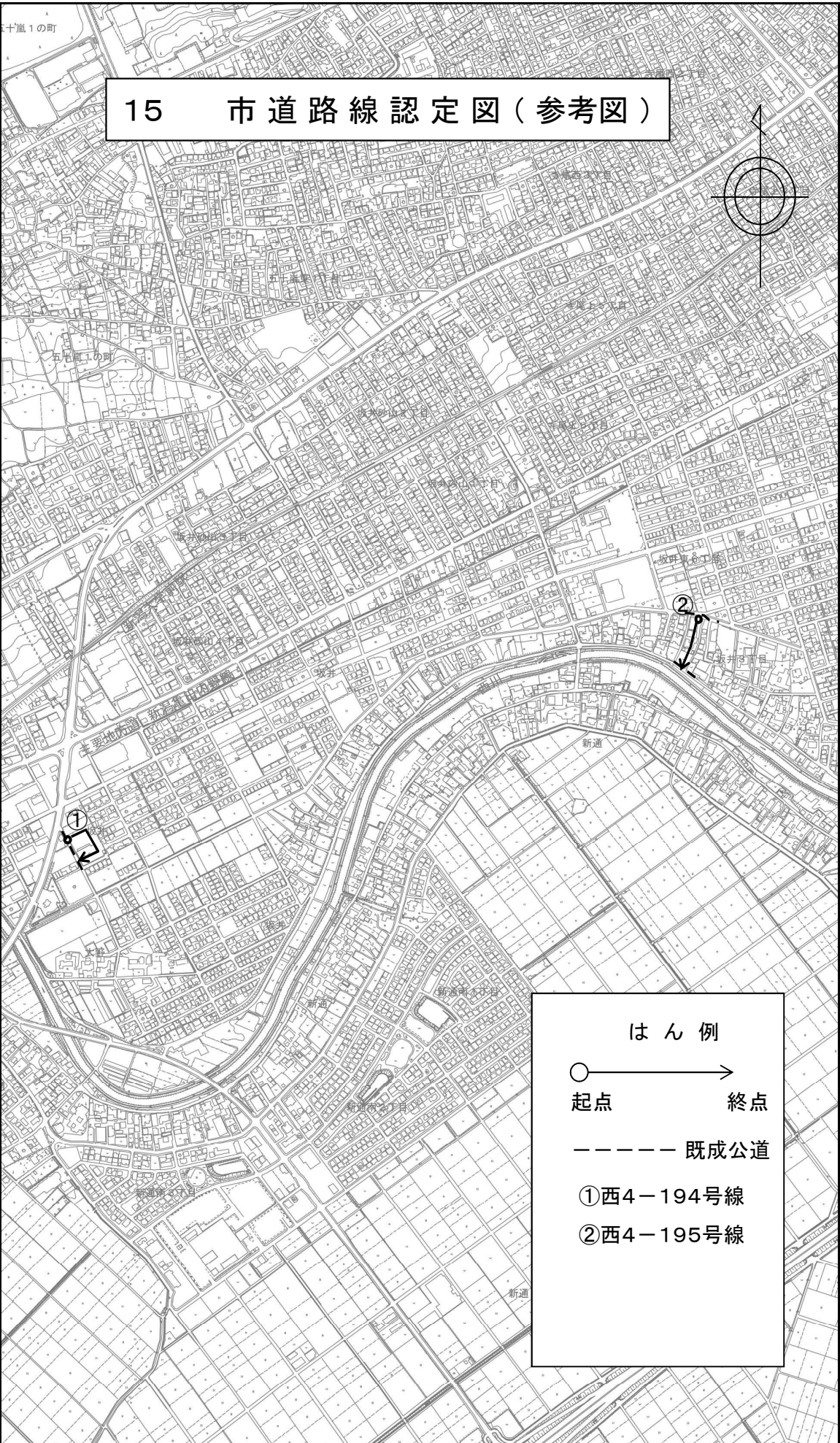
----- 既成公道

①西2-307号線

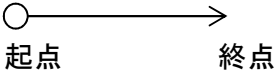
②西5-285号線

十嵐1の町

15 市道路線認定図（参考図）

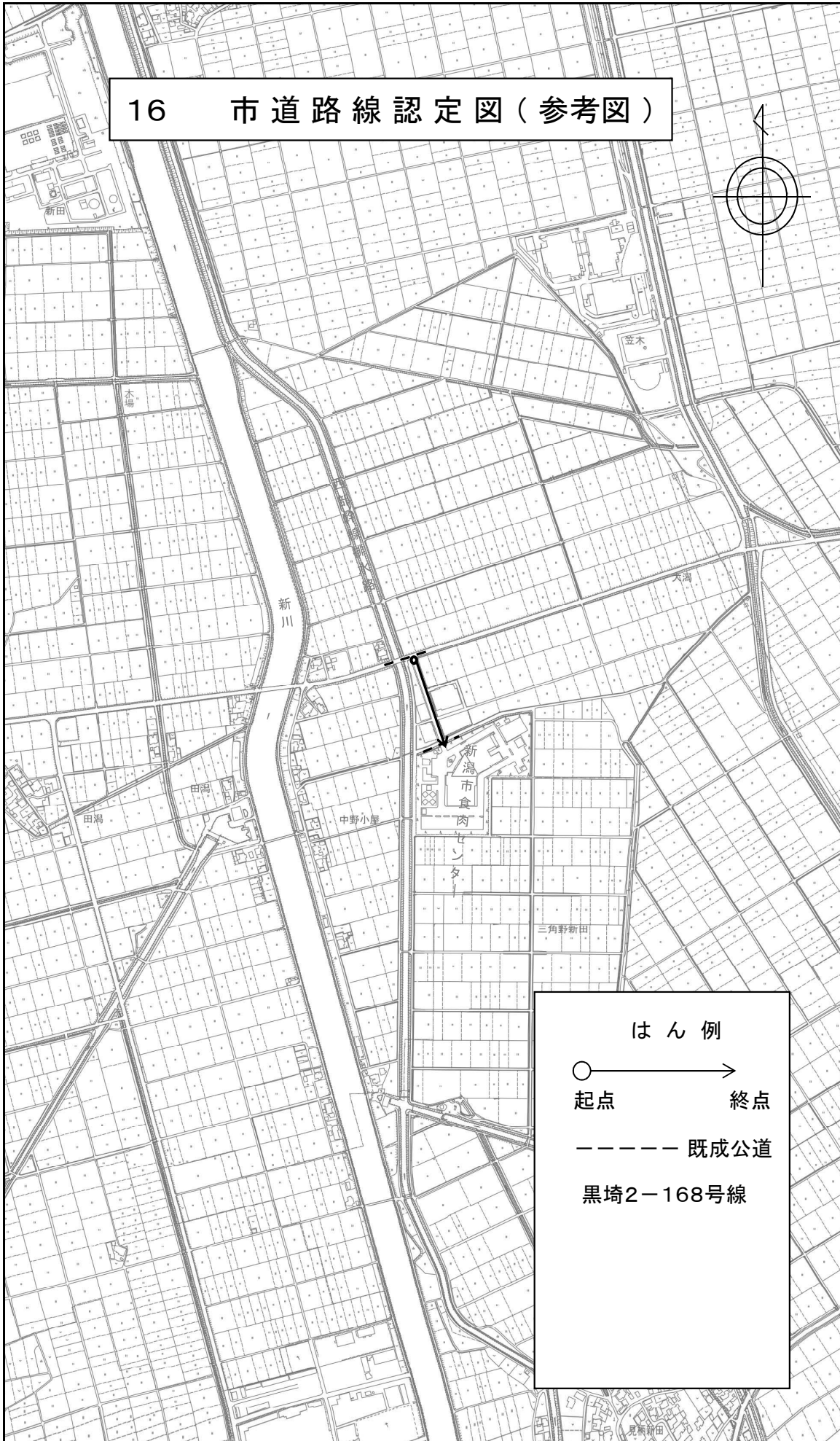


はん例

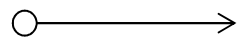


- ①西4-194号線
- ②西4-195号線

16 市道路線認定図（参考図）



はん例



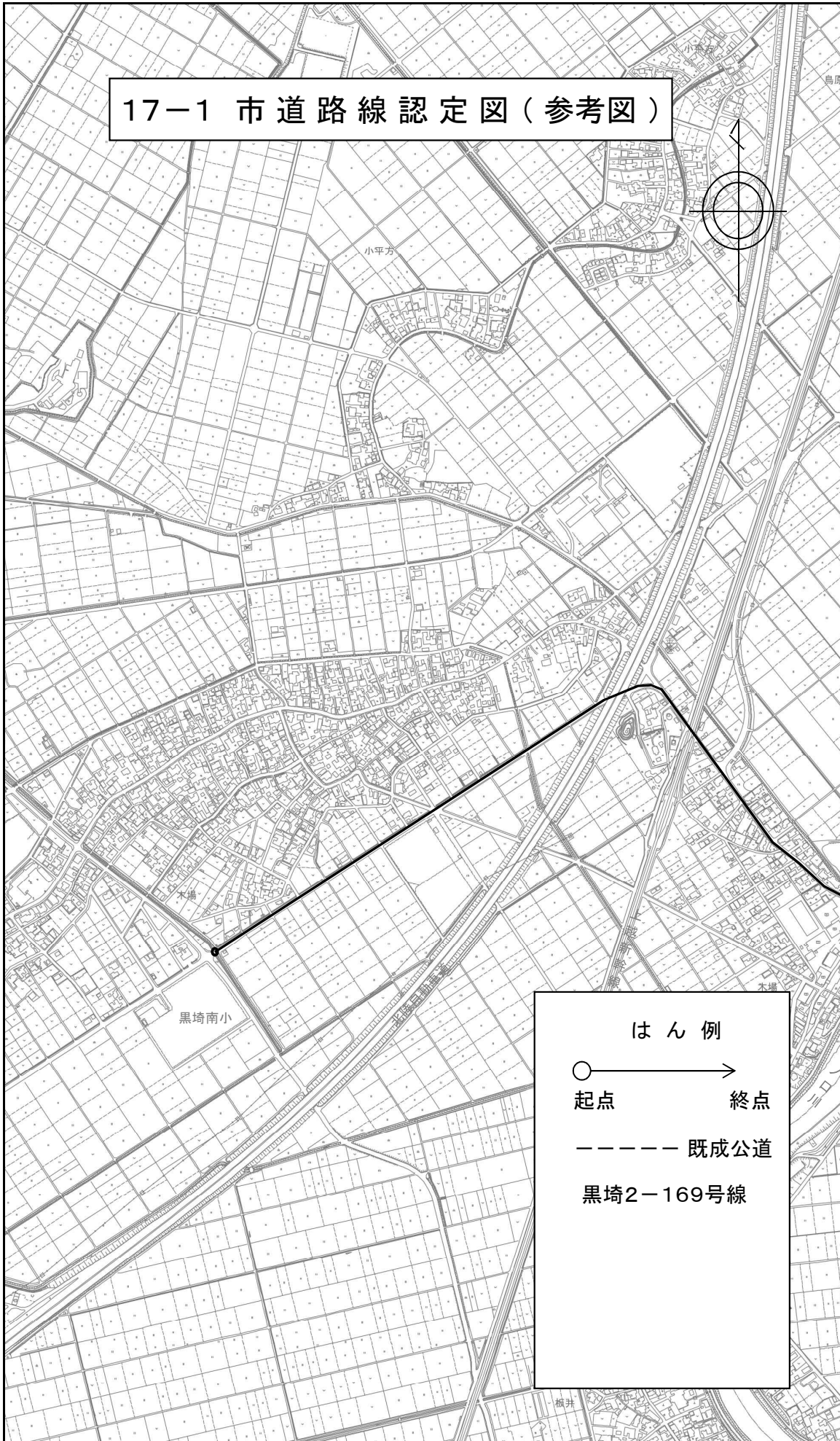
起点

終点

----- 既成公道

黒埼2-168号線

17-1 市道路線認定図（参考図）



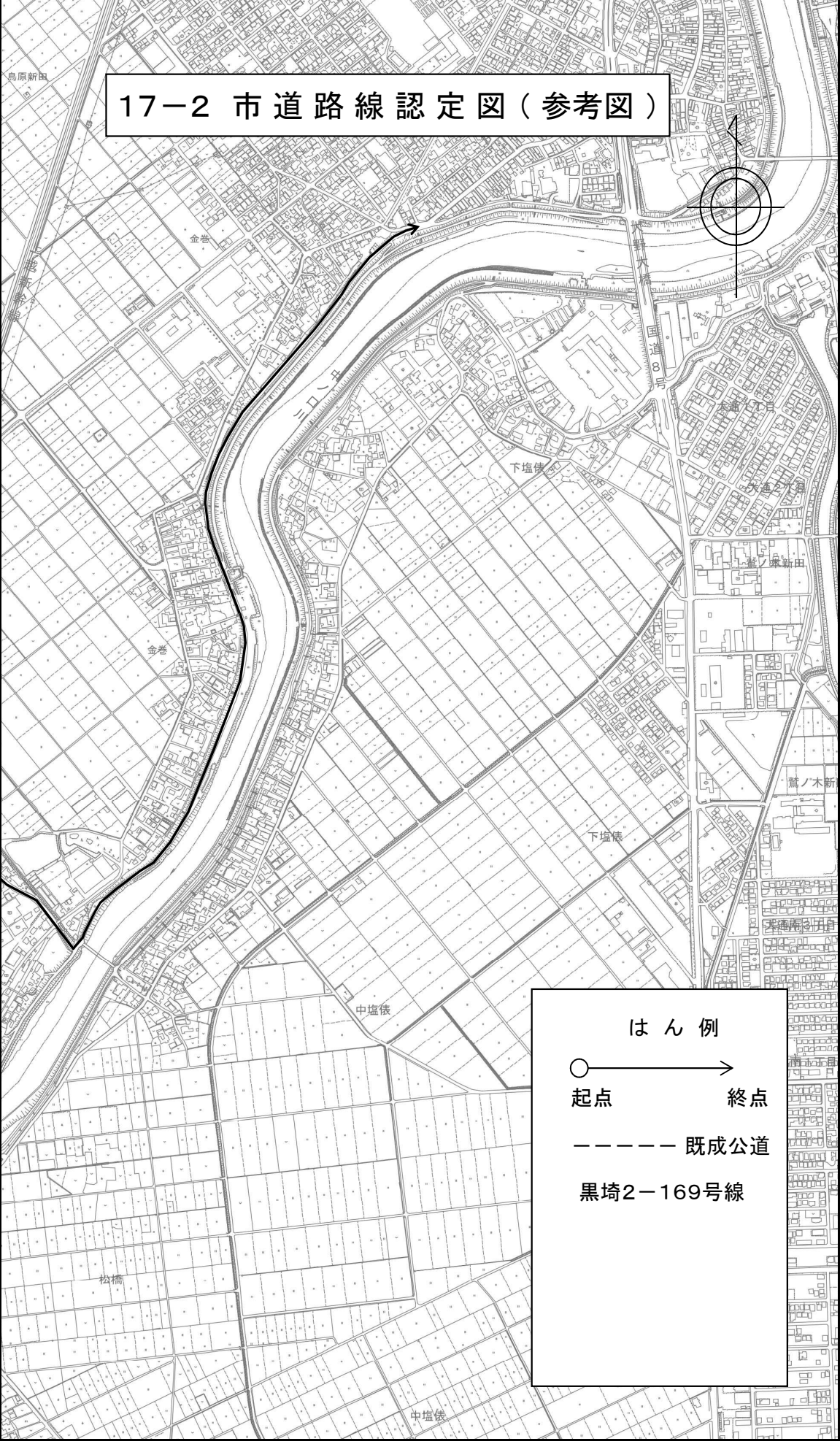
はん例

○ → 起点 終点

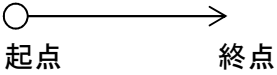
----- 既成公道

黒崎2-169号線

17-2 市道路線認定図（参考図）



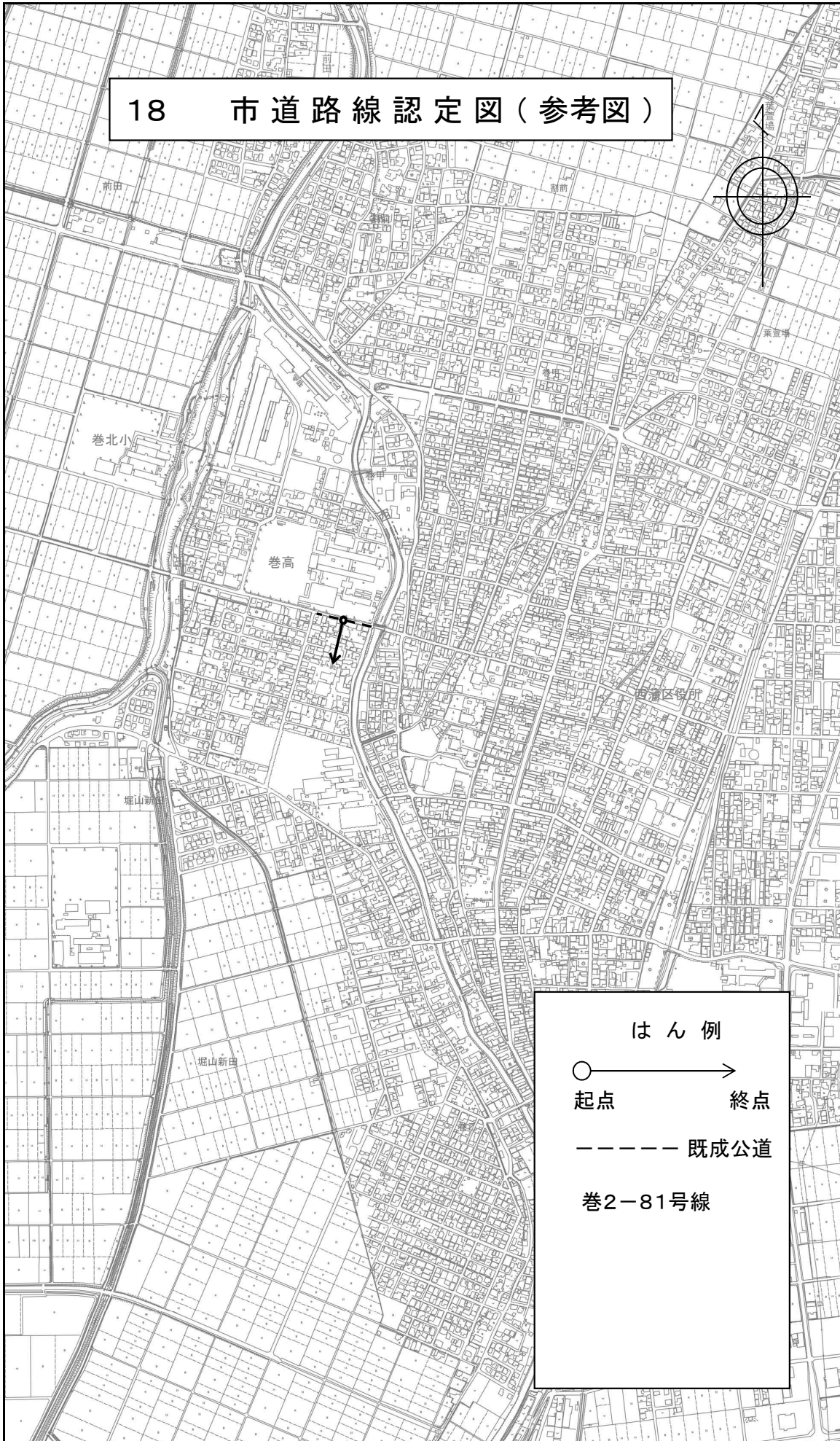
はん例



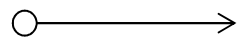
----- 既成公道

黒崎2-169号線

18 市道路線認定図（参考図）



はん例



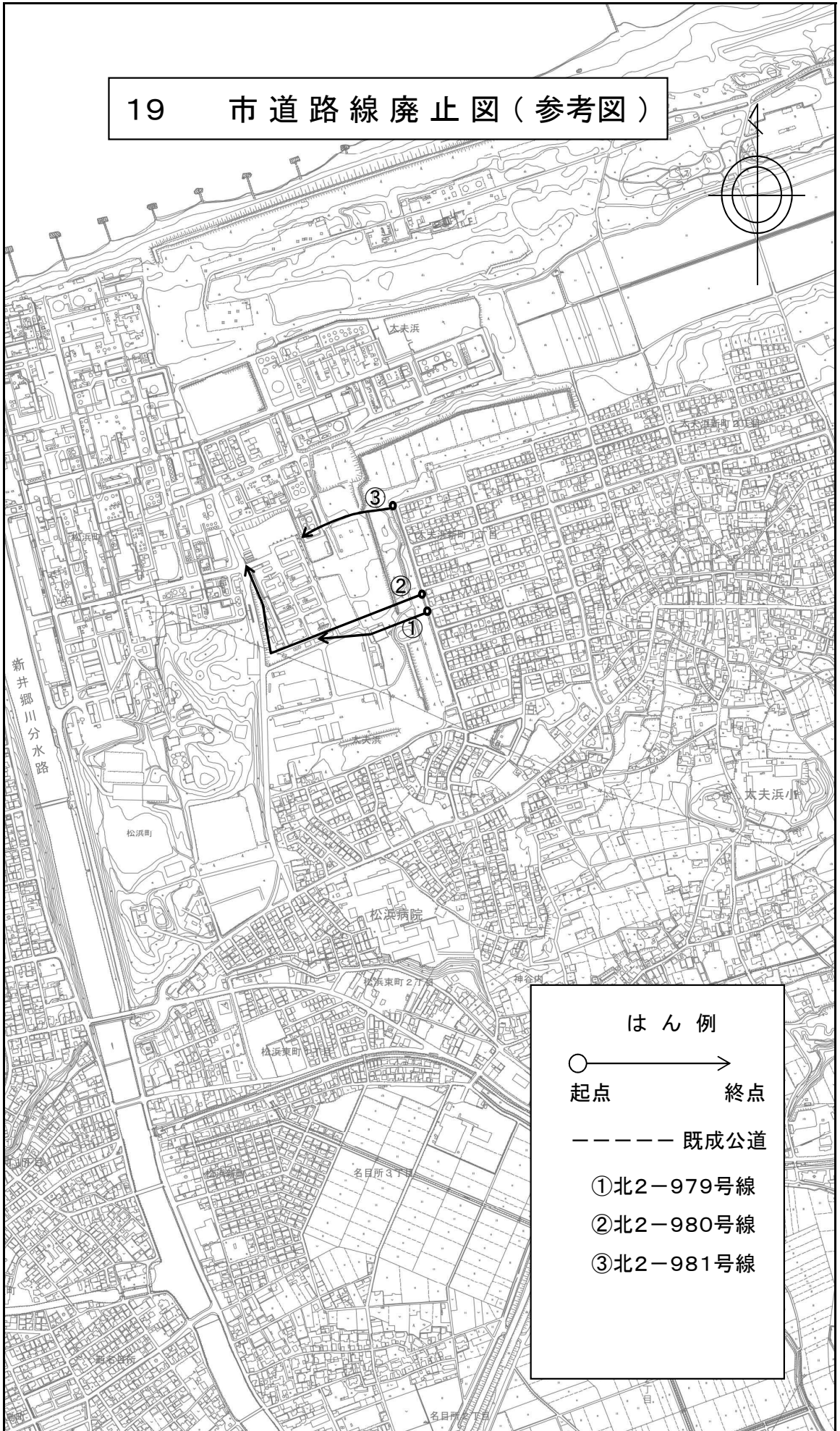
起点

終点

----- 既成公道

巻2-81号線

19 市道路線廃止図（参考図）



はん例

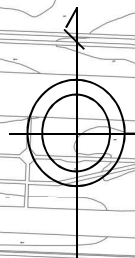
○ → 起点 終点

----- 既成公道

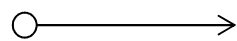
- ①北2-979号線
- ②北2-980号線
- ③北2-981号線

20 市道路線廃止図（参考図）

新潟空港



はん例



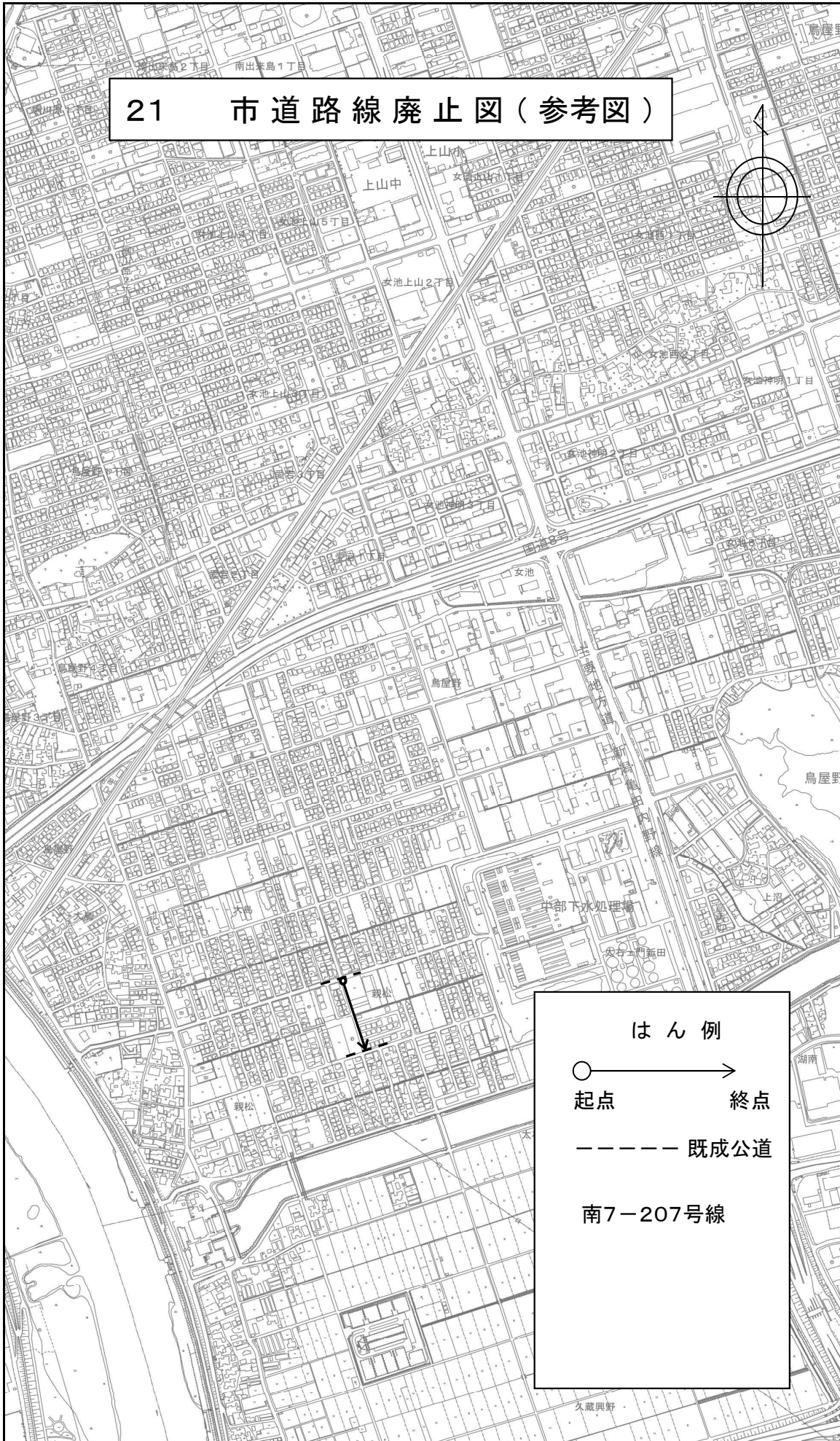
起点

終点

----- 既成公道

東1-129号線

21 市道路線廃止図（参考図）



はん例

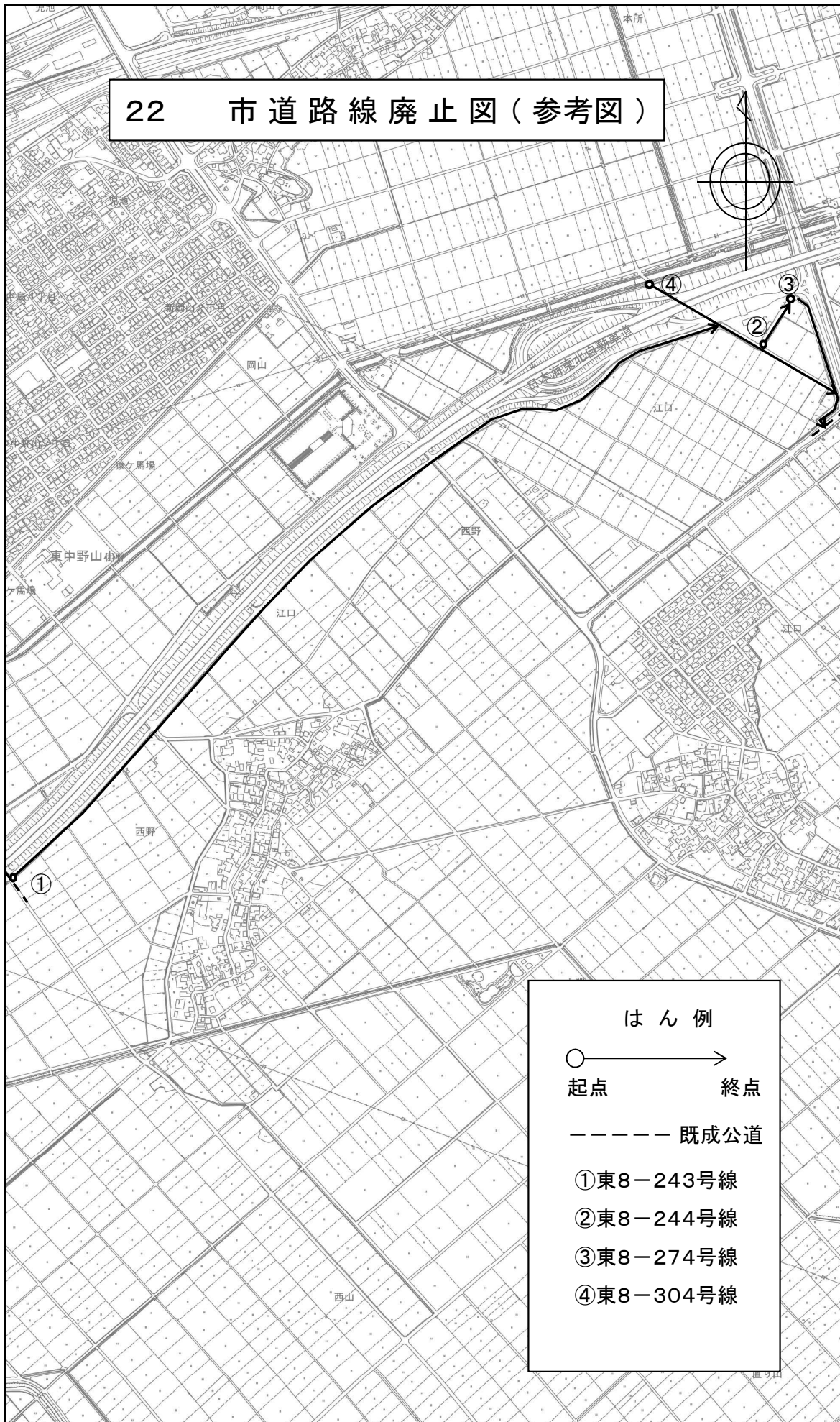
○ → 起点 終点

----- 既成公道

南7-207号線

久蔵興野

22 市道路線廃止図（参考図）



はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

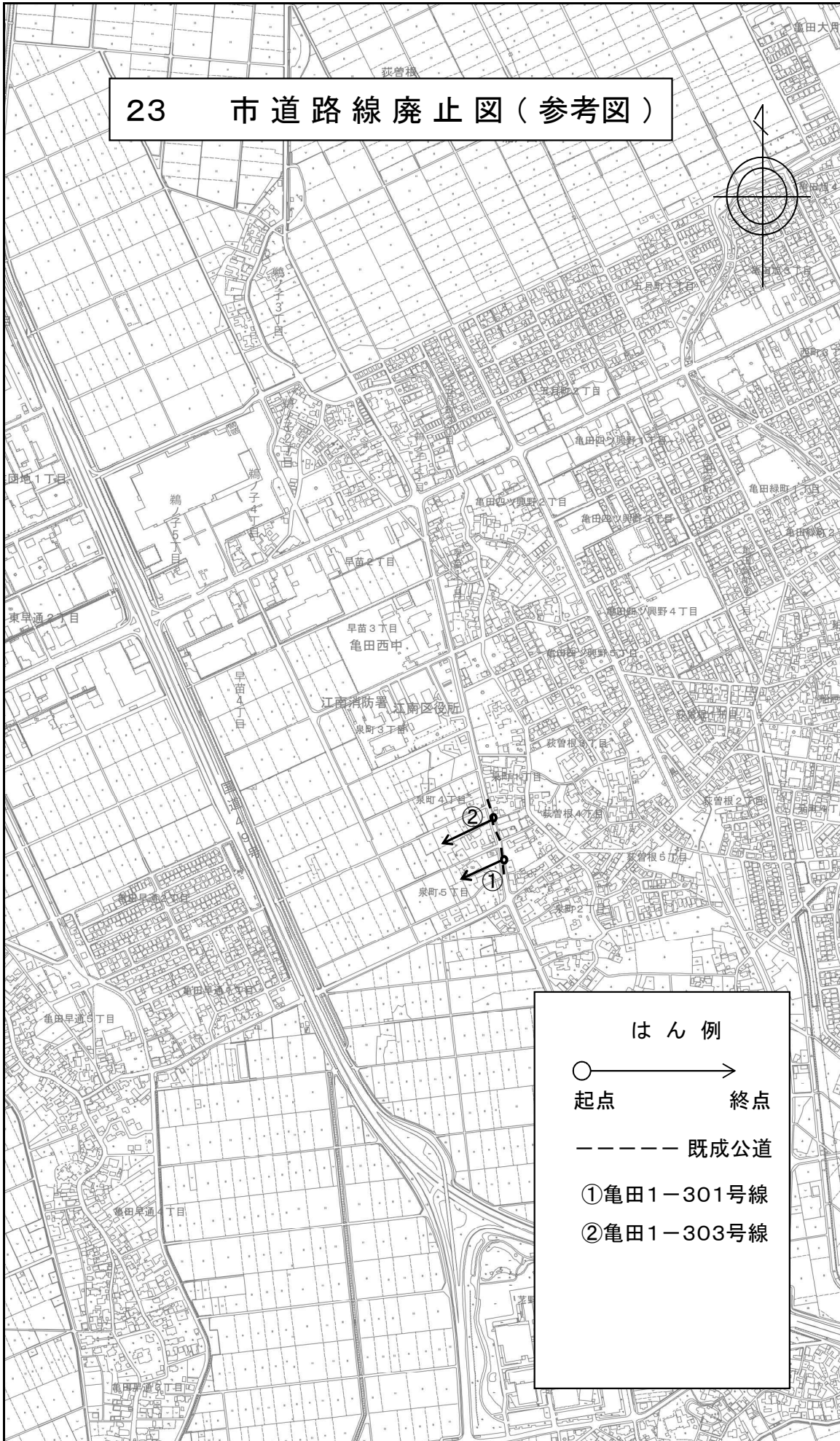
①東8-243号線

②東8-244号線

③東8-274号線

④東8-304号線

23 市道路線廃止図（参考図）



はん例

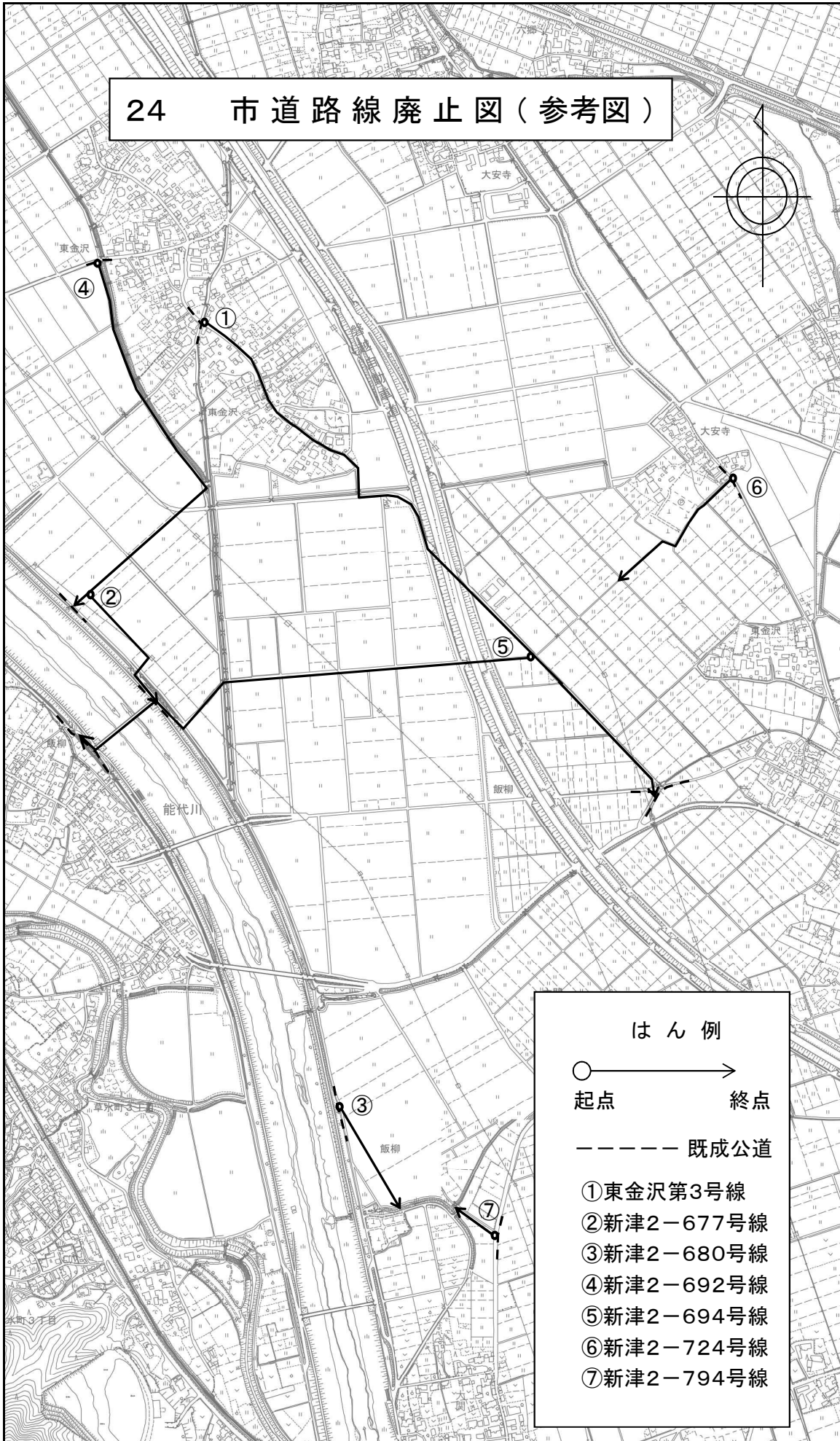
○ → 起点 終点

----- 既成公道

① 亀田1-301号線

② 亀田1-303号線

24 市道路線廃止図（参考図）



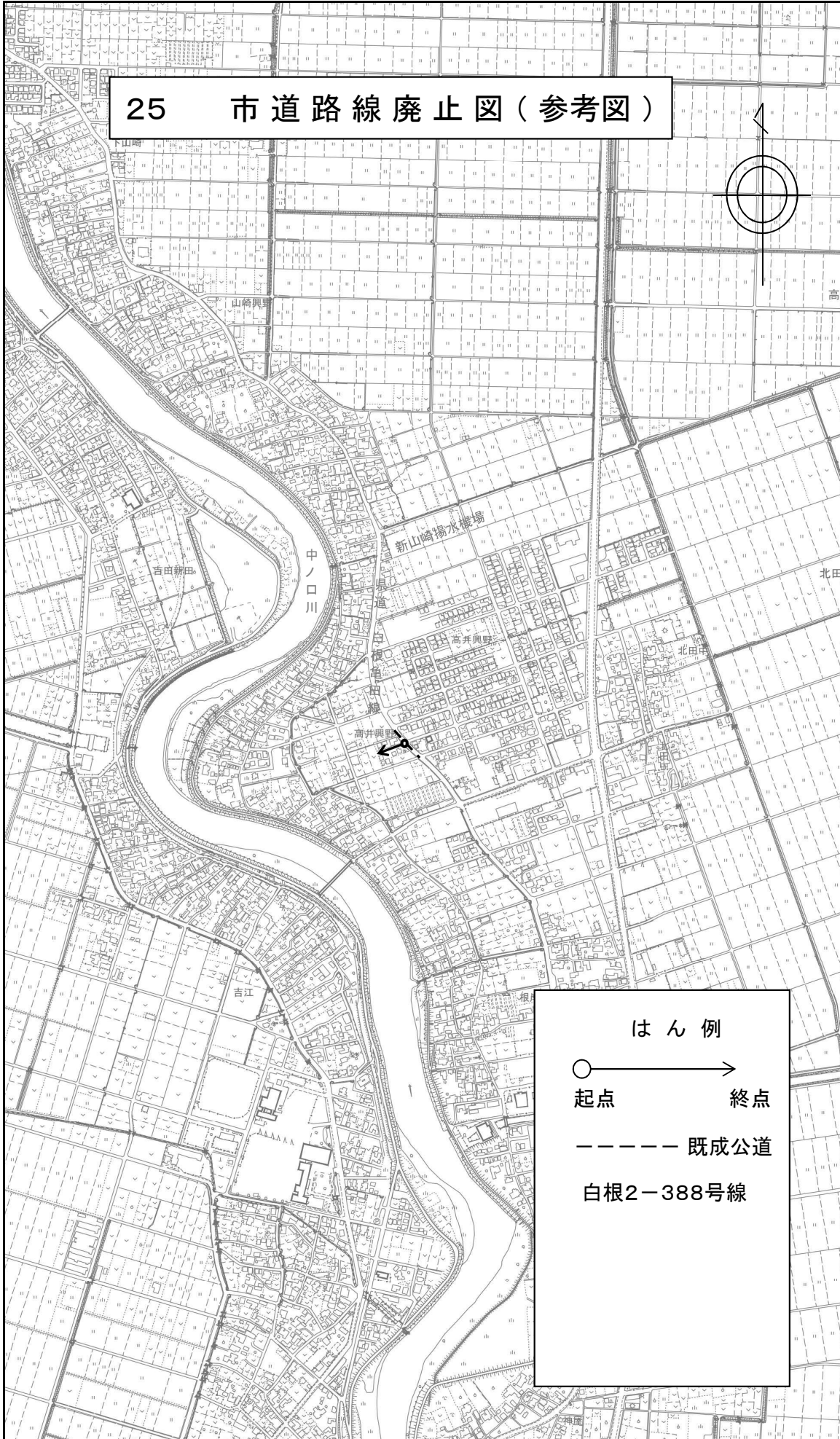
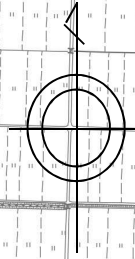
はん例

○ →
 起点 終点

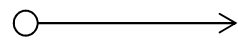
----- 既成公道

- ① 東金沢第3号線
- ② 新津2-677号線
- ③ 新津2-680号線
- ④ 新津2-692号線
- ⑤ 新津2-694号線
- ⑥ 新津2-724号線
- ⑦ 新津2-794号線

25 市道路線廃止図（参考図）



はん例



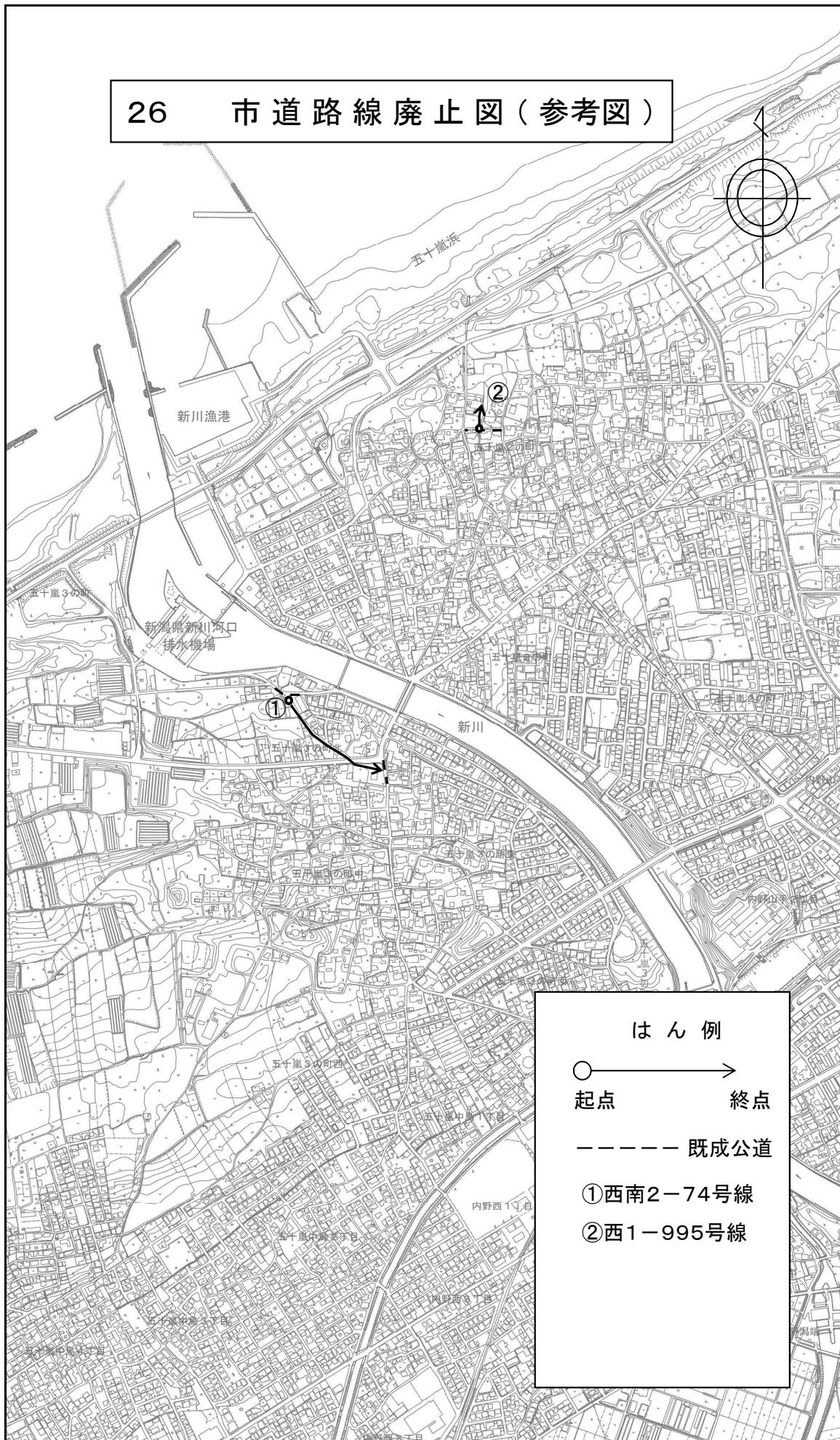
起点

終点

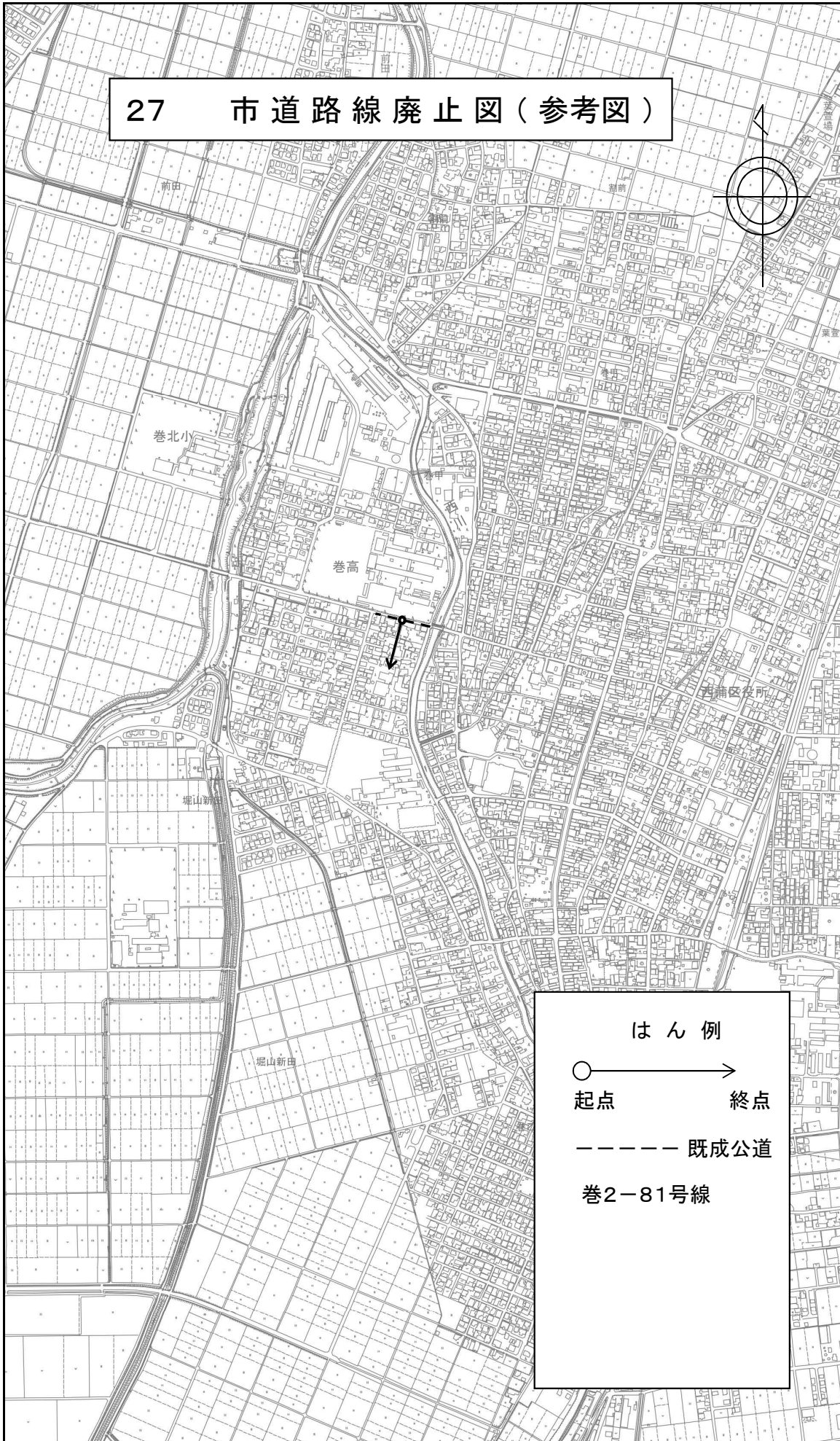
----- 既成公道

白根2-388号線

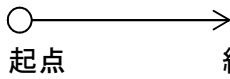
26 市道路線廃止図（参考図）



27 市道路線廃止図（参考図）



はん例



起点

終点

----- 既成公道

巻2-81号線

議案第 73 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

1 被告

別表に掲げる者をそれぞれ被告とする。

2 目的

新潟市の物品購入契約に係る入札において談合により公正な価格の形成を妨げ、新潟市に損害を与えた者に対する損害賠償の請求

3 損害賠償請求額

別表の被告の欄に掲げる者に対し同表の損害賠償請求額の欄に掲げる額、遅延損害金及び弁護士費用相当額を請求する。

4 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

別表

被告	所在地	代表者	損害賠償請求額 (遅延損害金及び弁護士 費用相当額を除く。)
本町化学工業株 式会社	東京都足立区中央本町 1 丁目 2 番 1 1 号	代表取締役 小田 利明	7,726,583 円
朝日沪過材株式 会社	岐阜県土岐市肥田浅野双 葉町 1 丁目 1 番地の 1	代表取締役 肥田 祐輔	

本町化学工業株式会社 水 i n g 株式会社	東京都足立区中央本町1丁目2番11号 東京都港区港南1丁目7番18号	代表取締役 小田 利明 代表取締役 中川 哲志	6,978,507 円
本町化学工業株式会社 ダイネン株式会社	東京都足立区中央本町1丁目2番11号 兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地	代表取締役 小田 利明 代表取締役 増田 哲彦	7,476,271 円
本町化学工業株式会社 株式会社クラレ	東京都足立区中央本町1丁目2番11号 岡山県倉敷市酒津1621番地	代表取締役 小田 利明 代表取締役 川原 仁	5,510,523 円

議案第 74 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

齋藤 紀良

議案第75号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和4年9月6日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
新潟市共通基盤システム令和4年度拡張機器等	一式	542,960,000円	新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地 富士通Japan株式会社 新潟支社 支社長 中村 勇人

議案第76号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金のうち、1,433,595,569円を建設改良積立金に積み立て、1,694,016,691円を資本金に組み入れるものとする。

令和4年9月6日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 77 号

決算の認定について

令和 3 年度新潟市下水道事業会計決算、令和 3 年度新潟市水道事業会計決算及び令和 3 年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

新潟市長 中原 八一

決算書及び決算審査意見書は、別冊のとおり。